論点整理(案)に係る議論のポイント

平成 20 年 10 月 31 日 有識者委員会事務局

· (JJ)有償、無償、技協の本体事業は適用対象(無償の本

体事業は新たに対象に加わる)。協力準備調査は、新 JICA

法上の調査・研究業務として、これら本体事業の準備を行う

		有 戚伯安貝云争伤问
項目・現行ガイドライン条文	論点、留意事項	委員会での意見、ポイント
I. 全体構成		
1. 全体構成	 (共通) ・ (JJ)JICA、JBIC ガイドラインで項目が異なる。 ・ (小西委員)「ガイドライン自体」を余り細かく規定するよりは、寧ろある程度柔軟性を持たしておき、一方で「運用面でぶれる」事が無い様に、しっかり「実務面のマニュアル等」を整備して頂きたい。 (JICA) ・ (JJ)手続きの要求が散在して記載されているのは分かりにくい面がある。 	 (JJ)新ガイドラインでは「総論」においてスキーム横断的な 共通事項を記載し、「各論」においてスキーム別の具体的な 手続きを記載する。解釈等は FAQ に整理する。 (吉田副座長)議論の骨格となる基本理念の記載が必要で ある。 (福田委員)全体構成を検討する際には目次案が必要である。 (GEF)各段階の環境社会配慮について纏めることが重要で ある(案件形成段階、審査段階等)。 (GEF)JBIC 現行ガイドラインの第2部(プロジェクトに求められる環境社会配慮など)は新ガイドラインに反映すべき。
Ⅱ. 基本的事項と手続き		
1. ガイドラインの適用対象	(共通)	・ (清水委員、福田委員)環境社会配慮はできるだけ上流の
「JICA が行う開発調査事業、無償資金	・(堀田委員)現在は複数機関が異なるフェーズにおいて同一事業に関与す	段階から検討されるべきであることから、ローリングプラン
協力事業のための事前の調査、技術協	る際の連携が必ずしも明示的でない。例えば JICA 開発調査で行った環境	は環境社会配慮と関係する。
カプロジェクト事業を対象とする。JICA	社会配慮に関する提言をその後誰がチェックするのかといった課題が見ら	・(早水委員、GEF)アセスの概念から言うと早い段階での環
が行う開発調査事業、無償資金協力事	れる。JJ 統合(新 JICA)で開発調査の提言を有償資金協力の条件とする	境配慮が望ましい。このため、事前調査の段階でも何らか
業のための事前の調査、技術協力プロ	など、プロジェクトサイクル全体を見通した実効性のある環境社会配慮が	の環境配慮が組み込まれる方が望ましく、協力準備調査を
ジェクト事業を対象とする。また、以上の	可能になる。	アプリオリに適用対象から外すのは不適切。
スキーム以外の調査を行う場合は、そ	・ (福田委員)無償の新たな業務フローに合わせ、無償における環境社会配	・ (JJ)ガイドラインの適用対象は技協、有償、無償。ローリン
の目的に応じて必要な範囲において本	慮審査の内容とタイミングを明確にすべき。	グプランは政策判断に関係し、JICA の責任範囲に収まらな
ガイドラインの関連部分を尊重する。」	・ (福田委員)無償においても、審査やモニタリングのあり方を定め、影響住	いため、ガイドライン対象には不適。
(JICA 1.7)	民からの異議申立てを受け付けるべき。	・(原科座長、清水委員、福田委員、GEF)代替案の検討が行
「JBIC は、本行が行う全ての投融資(以	・(小西委員)迅速性は企業の海外事業遂行上極めて重要な要素であり、	われるのは協力準備調査段階であり、戦略的環境アセスメ
下「融資等」)の対象となるプロジェクトに	数ヶ月単位の時間の経過があれば、その間に物価の上昇、労働力確保	ント的な考え方の余地もある。よって、協力準備調査をガイ
ついての環境社会配慮を通じ、(中略)本	や資機材調達等の条件の変化により事業の遂行に重大な影響が及ぶこ	ドラインの適用対象とすべきと考える。

ともあり得るので、留意いただきたい。

理が必要。

・ (JJ)新 JICA の業務に対応するため、ガイドラインの適用対象について整

ガイドラインを定め、公表する」(JBIC 前

書き)

- ・ (JJ) 整理に当たっては、新 JICA は資金協力、技術協力共に、案件形成から審査、実施段階まで一貫して関与することに留意し、重複のない、効果的・効率的な環境社会配慮確認ができるようなシステムとすることが必要。また、スキームごとの特殊性は考慮しつつも、できるだけ共通的な手続きをとることを考える。
- ・ (JJ) 有償資金協力については、相手国政府等や我が国産業界からの迅 速化の要望についても勘案する必要がある。
- ・ 案件形成から資金協力までを実施している世界銀行、ADB 等の環境社会 配慮政策(セーフガード政策)では、資金協力の事前調査については政策 の適用対象外。
- ものであり、技術協力事業として行う調査とは位置づけが異なる。本体事業に加えて、その準備を行う協力準備調査までガイドラインの適用対象にすべきかは慎重に検討する必要あり。
- ・ (中山委員)JICA が作成した F/S を他ドナーが融資すること もあり得るので、他ドナーとの整合を検討する必要がある。
- ・ (原科座長)世銀等の国際機関と異なり新 JICA のように内 部に人材が少ない場合には、外部諮問機関を設けることが 効率的である。
- ・ (堀田委員、吉田副座長)時間的ギャップを如何に埋めるか、新 JICA 内部の連携が課題である。
- ・ (清水委員)新 JICA と他トナーが協調融資する場合のガイドライン適用についても今後検討が必要である。

・ (千吉良委員)資金協力の「確認」には、相手側に働きかける場合なども含まれる。新 JBIC ガイドラインとの整合が必要である。

- ・ (大西委員:藤岡代理)援助には、限られた譲許的な資金を 使って途上国の環境社会配慮面を「支援」していくという側 面もあるので、赤道原則を採択している民間銀行やJBICの 国際金融等業務とは区別する必要がある。
- ・ (福田委員、清水委員)協力準備調査は新 JICA が実質的 に主体となって支援を行うことになるので、確認ではない。 コンサルテーションは「相手国と共同して」行うものではない が、環境社会配慮調査は共同で実施するものと理解してい る。
- ・ (JJ) 資金協力の場合は適切な環境社会配慮がなされない場合、融資や資金供与の停止といった措置を担保する必要があり、事業の責任主体はあくまで相手国政府であることを明確にすべき。技術協力による支援はあるが、事業の責任主体はあくまでも相手国政府であるため、「共同して」とは整合しない。
- ・ (福田委員)有償については L/A で環境社会配慮の実施を 担保しているが、無償の G/A でもその旨言及が必要。
- ・ (JJ)資金協力(有償・無償)は事業主体が相手国政府であり同じ性格のものと考えるが、技術協力ではそれに「支援」が加わると想定している。
- ・ (福田委員)新 JICA では有償と無償が同じ性格であるとの 事務局の見解だが、無償の体制にかかる情報がさらに必 要である。
- ・ (吉田副座長)「支援・確認」を検討する際には、理念の共通

2. 「確認」と「支援」

「本ガイドラインは、JICA が行う環境社会配慮の責務と手続き、相手国政府に求める要件を示すことにより、相手国政府に対し、適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、JICA が行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保することを目的とする」(JICA 1.2)

「本ガイドラインは、本行が行う環境社会配慮確認の手続き(融資決定前、融資決定後を含む)、判断に当たっての基準、及び融資等の対象となるプロジェクトが環境社会配慮の観点から求められる要件を示すことにより、(中略)。これにより本行は、本行が行う環境社会配慮確認の透明性・予測可能性・アカウンタビリティーの確保に努める」(JBIC 第 1 部 2.)

(共通)

- ・ (JJ) 現行ガイドラインでは、JICA は環境社会配慮の「支援・確認」を行うとしているのに対し、JBIC は環境社会配慮の「確認」を行うことになっている
- ・ (JJ)資金協力については、プロジェクト実施主体は相手国政府等であることから、新 JICA はガイドラインでいう「確認」のみを行うことが考えられる。
- ・ (JJ) 現行 JICA ガイドラインでは「プロジェクトに対する環境社会配慮の主体は相手国政府である」としているが、同時に「プロジェクトの計画を策定する際に、相手国と共同して、環境社会配慮調査を行い報告書を作成する」、「相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。」としている。「相手国と共同して」と記載すると、環境社会配慮調査は JICA 調査団の実施事項と相手国に理解される場合があるなど、相手国の責任意識を弱める場合がある。

		認識、相手国政府の実施能力を把握することが必要である。
3. 案件形成		
	 ① ローリングプラン (共通) ・ (NGO2)新 JICA はローリングプランを作成および改定後、速やかに公開する。 ・ (JJ)ローリングプランは、両国政府間の円滑な政策協議を進めるための業務資料である。未決定のものを含め、政府間の協議内容を反映するという資料の性格上、公開にはなじまない。 ・ (小西委員)外務省の「ODA の点検と改善 2007」の中でも取り上げられており、案件の予測可能性を高め、個別案件形成のための基本的な方針を示し、その中で、例えば無償資金協力と技術協力の連携、円借款の組合せを考えていくものと理解しているが、ローリングプランに入っていない案件は対象にしない等の硬直的な対応はせず、実務にあたっては柔軟な週用を御願いしたい。 	・ (北村委員)ローリングプランには、成熟度の面等で様々な 案件が盛り込まれる予定であり、その策定段階で環境社会 配慮を担保することは難しい。ローリングプランに過度の焦 点を当てるのではなく、全体として環境社会配慮がなされて るかが重要。事務局の考え方はローリングプランから実際 に案件が動き出す段階で環境社会配慮を確認するという発 想。なお、ローリングプランは、外JJで共有するが、最終的 には外務省の責任の文書である。
	② 協力準備調査 (調査の実施計画に係る文書、調査の実施決定) (共通) ・ (NGO2)新 JICA は、協力準備調査の実施決定前に、案件名、案件概要、カテゴリ分類およびその根拠、協力準備調査の TOR 案を含む調査実施計画書案を作成する。作成にあたっては、カテゴリA案件は必ず、カテゴリB案件は必要に応じて、現地に調査団を派遣する。カテゴリA案件は現地路査及びステークホルダーからの情報・意見の聞取りを行い、その結果をTOR案に反映させる。 ・ (JJ)新 JICA は、協力準備調査の実施決定後に、協力準備調査のTORを含む調査の実施計画に係る文書を作成する。調査の TOR の作成にあたっては、調査団の派遣は必ずしも必要ではないものと考えている。・ (NGO2)新 JICA は、調査実施計画書案を、協力準備調査実施の意思決定前に30日間公開する。協力準備調査の TOR案に反映させる。・ (JJ)調査 TORを公示の際に公開するため、調査の実施計画に係る文書案は公開しないものと考えている。・ (NGO2、GEF)新 JICA は、協力準備調査実施の実施決定に関して、プロジェクトの環境社会面の検討を行い、意思決定に反映させる。・ (JJ)新 JICA は、協力準備調査の実施決定に関して、必要に応じて、プロジェクトの環境社会面を含む検討を行う予定である。・ (NGO2)新 JICA は、協力準備調査の実施決定に関して、必要に応じて、プロジェクトの環境社会面を含む検討を行う予定である。・ (NGO2)新 JICA は、協力準備調査の実施決定後、調査実施計画書を公開する。	いかに前広に公開するかが課題。世銀と ADB でも本体事業の事前調査自体はセーフガードポリシーの適用対象としていない。また、案件形成段階と本体事業の due diligenceでの確認プロセスは明確に区別して議論する必要がある。 ・(福田委員)ADB は業務マニュアルにおいて技術協力(TA)段階での Initial Poverty and Social Analysis を規定している。 ・(早水委員、原科座長)協力準備調査については、業務フローに係る追加説明が事務局よりなされた段階で議論を行ったほうが効率的。 ・(清水委員、GEF)大筋の業務フローはもう出ており、業務フローが固まっていない段階であっても議論を行い、環境社会配慮の観点を業務フローにフィードバックすべき。 ・(JJ)外務省による調査実施決定がなされる前に、協力準備調査の TOR 案は固まらない。TOR 案は調査実施前の公示の際に公開しており、意見があればそこで受けつけることが

- ・ (JJ)調査の実施に係る計画文書は公開しないものと考えている。但し、調査の実施に当たっては、委託先等の選定に関する公示の中で、調査 TOR は事前に公開される。
- ・ (小西委員)協力準備調査は 3 つの援助手法に係る調査業務を一つの枠組みに集約して行われるので、資金協力に繋がる案件発掘・形成の迅速化に繋がるものと期待。ただでさえ、ODA は時間がかかるので、民間企業が取り組みを敬遠する動きが顕著である。現在の官民連携促進の動きを阻害しない為にも、入り口の調査では、迅速化を促進する上で支障とならない様な確認内容および手続きを確保すべきである。

③ 協力準備調査 (個別案件の形成以外) (共通)

- ・ (NGO2)協力準備調査の初期段階ではプロジェクトが明確でない場合が多いが、その場合でもプロジェクトを想定してカテゴリ分類を行う。カテゴリC:マスタープランで検討されるプロジェクトのいずれもが環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる場合。カテゴリ A+B:上記以外の場合で、カテゴリ A とカテゴリ B を統合し、現地ステークホルダー協議を義務付けることを提案する。
- ・ (JJ)協力準備調査で、個別案件形成以外の調査の場合は、必要に応じ、 環境社会配慮調査を行う。なお、NGO 提案では、協力準備調査の中のマ スタープランとして提案がなされているが、協力準備調査において、従来 の開発調査でいうマスタープランを策定するための調査は予定されていな
- ・ (NGO2)新 JICA は、マスタープラン終了後、フィージビリティ調査の対象プロジェクトにつき、再度カテゴリ分類を行う。対象プロジェクトの事業概要およびカテゴリ分類結果をフィージビリティ調査の開始 30 日前に公表する。カテゴリ分類の結果、フィージビリティ調査の対象プロジェクトがカテゴリ Aに分類された場合には、TOR の見直し等必要な措置を取る。
- ・ (JJ)協力準備調査で個別案件の形成を行う場合は、その前段階からの 調査から引き続き行われる場合も含め、ガイドラインが適用される本体事 業のカテゴリ分類を行った上で、必要な環境社会配慮調査を行う方向で検 討している。また、カテゴリ分類結果は公表する方向で検討している。

④ 協力準備調査 (報告書)

(共通)

- ・ (NGO2)新 JICA は審査対象プロジェクトについて協力準備調査が実施された場合には、当該協力準備調査の最終報告書は、完成後速やかに、かつ少なくとも案件審査前に公開されていなければならない。
- ・ (JJ)協力準備調査の最終報告書については、独立行政法人等の保有す

- (JJ)政府との協議の際に実施方針等の変更がありうるため、事前にTOR(案)を固めることは困難。
- ・ (吉田副座長、高梨委員)TOR を事前に絞りすぎることで、 コンサルタントを束縛しすぎる傾向があり、ある程度 TOR を 緩めた経緯がある。JICA は大枠を示した上で、コンサルタ ントからはアウトプットを求めるべき。
- ・ (JJ)実施決定前30日間の公開とすると、これまでより約1 ヶ月の時間を要することになり迅速化の観点から困難。
- (中山委員)調査をしていない段階でやるべきでないと外部 から意見を言うことに反対。JICA は実施機関として調査を 行い、結果としてすべきでないという判断をすることも JICA の責務。
- ・ (高梨委員)案件概要の程度の情報からコメントを出すことは困難。
- ・ 満田氏:現JICAガイドラインでは、A案件については要請段 階で情報公開をしているので公開は可能。
- ・ 原科座長:30日間とは記載しないものの、できるだけ早い 段階で公開をするという考え方で整理したい。
- ・ (GEF)協力準備調査の実施決定前に情報公開するべき。 TOR 案の公開は、公示段階でよい。
- ・ (JJ)TOR 案の作成にあたって必要だと NGO から提案のあった現地踏査については、東京からの調査団派遣と限定せず、JICA の様々なファシリティーを活用するという意味、また、継続案件についてはその限りではないと理解。
- (JJ)ガイドライン上での記載ぶりについては、協力準備調査の手続き自体を細かく記載するのではなく、審査で求める要件(確認事項)として定め、記載するべき。理由は、①記載内容の重複を防ぐため、②協力準備調査の内容は環境社会配慮関連に限らないため、環境社会配慮ガイドラインの中で網羅的に規定するのは不適であるため、③協力準備調査はさまざまなケースが考えられるため、現 JICA のガイドラインのようにひとつひとつを場合わけして記載することは困難であるため。

る情報の公開に関する法律、入札に与える影響等を踏まえ、報告書に含 まれる情報の種類・特性に応じて公開の是非およびタイミングを検討する 必要がある。

- ・ (福田委員)協力準備調査において実施機関に対して提言した環境社会 配慮上の留意事項について、本体事業支援の審査時にその実施状況を 確認すべき。
- ・ (JJ) JBIC の環境レビューでは、SAPROF 等の提言内容が相手国政府等 により実施されるか否かの確認も行っている。
- (JJ)現状、SAPROF 実施に当たっては、環境社会面からの検討を行い、 本体事業(円借款)の際にガイドラインの要件が満たせるものとなるよう、必 要な調査を含めている。調査内容(TOR)については、公示資料にて公開 している。
- (GEF)スクリーニングに関する情報、EIA 報告書等をスクリ ーニング終了後にすみやかに、また、住民移転計画または ドラフト、先住民族への配慮に関する計画またはドラフトを 入手後すみやかに、遅くともアプレイザル前に情報公開す べき。加えて、カテゴリ A 案件については、JICA の意思決 定、無償に関しては、設計積算調査の実施可否判断の12 0日前に行うべき。
- (JJ)実務的に難しい点がある。「入手後すみやかに」とある が、責任を担う機関としてレビューする必要がある。公開を するのはその後。また、120日前ということについて、無償等 においてどうするかについては検討が必要。
- (JJ)協力準備調査の報告書は、本体事業の審議・検討・協 議段階が終わる合意文書締結後に、原則として公開する。 但し、その場合でも情報公開法に則って非公開とせざるを 得ない情報はあり得る。なお、協力準備調査を通じて収集し た情報のうち、環境社会配慮に関する情報については、合 意文書締結前であっても、環境社会配慮ガイドラインの手 続に則ってできるだけ公開する方向で検討する。

4. スクリーニング(カテゴリ分類)

「カテゴリA:環境や社会への重大で望ま」① カテゴリAの定義 しくない影響のある可能性を持つような プロジェクトはカテゴリAに分類される。 また、影響が複雑であったり、先例がな く影響の予測が困難であるような場合、 影響範囲が大きかったり影響が不可逆 的である場合もカテゴリAに分類される。 さらに、相手国政府等が定めた環境に 関連する法令や基準等で詳細な環境影 響評価の実施が必要となるプロジェクト はカテゴリAに分類される。」(JICA 2.5.2)

(JICA)

・ (JJ)「相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等で詳細な環 境影響評価の実施が必要となるプロジェクトはカテゴリ A に分類される」と いう点については、事業に関する事前情報を提出しIEE または EIA の実施 が必要か否かを判断する国や、初期環境調査報告を提出しさらに調査が 必要かを判断する国、または環境影響評価の報告内容が具体的に示され ていない国があること等から、相手国の環境影響評価制度における扱い をカテゴリ分類の定義として用いることは必ずしも適切ではないと考えられ る。

- (福田委員)現行 JICA ガイドラインは、相手国と共同で調査 を行う必要があるため、ガイドラインで JICA のアクションとし て何を規定していくか議論すべき。
- (早水委員、GEF)相手国の文脈もあるので、参考情報とし て相手国の基準を参照する余地を残す必要がある。
- (JJ) ある時は相手国の法制度を尊重し、ある時は本体事 業の規模・特性に鑑みカテゴリ分類を行うことは一貫性が 無いため、後者に一元化すべき。

「調査・設計等に対する円借款案件であ るエンジニアリング・サービス借款につい ては、カテゴリCに属するものを除きカテ ゴリBとする (JBIC 第 1 部 4.(2))

②エンジニアリング·サービス(E/S)借款

(JBIC)

- ・ (JJ)E/S 借款は、詳細設計等を実施するための借款であり、直接の環境・ 社会影響を伴わないことから、現行 JBIC ガイドラインではカテゴリ B(また は C)として扱っている。しかし、一部の E/S 借款では、並行して準備工事 や非自発的住民移転が行われるものがある。
- (JJ)本体がカテゴリAの事業であっても、E/S借款の段階では EIA報告書 のレビュー等を必ずしも実施しないが、準備工事等が E/S 借款と並行して 実施されることに問題はないか?
- (清水委員)E/S 借款であっても、事業の規模・特性に鑑み分類されるべ
- ・ 世界銀行では、事業の規模・特性に鑑みた分類を行っているが、ADB で は、E/S 借款は一律カテゴリCに分類される。

- (堀田委員)E/S の詳細設計段階で住民移転が行われる場 合、E/S 借款をこれまでのカテゴリB(またはC)からカテゴリ A に分類するだけでは本質的な解決にはならず、E/S 段階 で適切に配慮がなされる仕組み作りが必要。
- (福田委員)E/S 借款による成果物も公開すべき。
- (JJ)E/S 借款であっても、本体事業の規模・特性に鑑みて カテゴリ分類を行う方向で検討。他方、E/S 借款の成果物 は相手国に帰属し、また、入札に関連する情報であるため、 入札前に公開するのは不適。

「次のいずれかに属するプロジェクトは | ③ノンプロジェクト借款 原則として、カテゴリ C に分類される。 ― 通常特段の環境影響が予見されな いセクター及びプロジェクト(例:人材開 発、国際収支支援、既存設備のメインテ ナンス、追加設備投資を伴わない権益 取得) I(JBIC 第 1 部 4.(2))

(JBIC)

- (清水委員)政策借款は、プロジェクトへの支援と比較してその案件数が少 ないこと、また、多くが世界銀行等との協調融資であるため、改めて新 JICA のガイドラインにおいてその審査方法について規定する必要がない と考えるが、一概に全てカテゴリCとするのは適切ではない。
- ・ (清水委員)政策借款は、その影響の性質や審査の方法も、通常の案件と は性質が異なることから、通常のカテゴリA、B、C、FIとは別に、カテゴリP を設け、カテゴリ P の場合には、必要に応じて、世界銀行やアジア開発銀 行等の政策を参照し環境社会配慮面についての審査も実施することが望 ましいと考える。
- (JJ)政策借款について、政策レベルのアセスメントとしては SEA がある が、義務付けは時期尚早と認識。
- 世界銀行では、開発政策借款(DPL)、貧困削減戦略借款(PRSC)につい ては、OP4.01(環境アセスメント)の対象とはせず、OP8.60 (開発政策借款) を適用し、環境に重大な影響がありえるかを判断している。ADB では、通 常のセーフガード政策を適用し、EIA/IEE は不要としつつも、定性的な影響 評価を求めている。

- (福田委員)政策借款が環境社会配慮面に与える影響を適 切に分析しているのか、借入国がポリシー・マトリックスを遵 守しているかを外部から確認できるようにするため、関連す る主要文書の公開が重要。
- (早水委員)政策が環境社会配慮面に与える影響は、定性 的に分析できる。政策段階で分析できなかった事項に関し ては、後の段階で分析すれば良い。
- (JJ)政策借款であっても、環境社会面に与える影響に応じ てカテゴリ分類を行う方向で検討。環境レビューの方法につ いては、引き続き検討が必要。ポリシー・マトリックスの概要 については事前事業評価表で公開しており、それ以上の情 報公開に関しては相手国との関係もあるので慎重な検討が 必要。

「スクリーニングの後でも、協力事業の 進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が 新たに判明した場合など、必要に応じて カテゴリ分類を変更する。」(JICA 2.5.5) 「マスタープランは、協力事業の初期段 階ではプロジェクトが明確でない場合が 多いが、その場合でもプロジェクトを想

4)その他

- (福田委員)事業実施中により上位のカテゴリに変更された場合、TORや S/Wを見直す規定を設けるべき。
- (GEF)M/P·F/S 一体型の調査の場合は、F/S 実施の前の段階における 手続き(案件名、カテゴリ分類等の公開)につき、検討すべき。
- (JJ)現行JICAガイドラインでは、M/P、F/Sそれぞれについて規定があ
- (福田委員、GEF)協力準備調査の意思決定前に TOR 案を 30 日間公開し意見を受け付けるべき。
- (JJ) 開発援助の迅速化の要請にも配慮すべきであり、調査 の意思決定やコンサルタント選定と並行して随時コメントを 受付けることとしたい。

定してカテゴリ分類を行う。その際に、派生的・二次的な影響や累積的影響を考慮に入れる。また、複数の代替案を検討する場合は、それら代替案のなかで最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類に拠るものとする。調査の進捗に伴いプロジェクトが明確になった以降は、必要に応じてカテゴリ分類を見直すものとする。」(JICA 2.5.6)

- る。開発調査でM/Pの後にF/Sを行う際に、M/Pのカテゴリに対しF/Sのカテゴリが上位となった場合には、必要な場合にS/Wを見直せばよいと考えられる。
- ・ (福田委員)マスタープランにおけるカテゴリ分類の目的とその方法を再検 討すべき。
- ・ (JJ)マスタープランで、プロジェクトが明確でないのにプロジェクトを想定するのは現実的でない面がある。具体のご提案を頂き検討したい。
- (第1期)カテゴリ分類の基準を明確にすべき。
- ・ (第1期)M/PとF/Sの一体型調査については、F/S選定案件の前における 情報公開を行うべきであるという意見と、両プロセスを分離することにより 時間をとられないようなフレキシブルな対応を行うべきであるという指摘あ り。
- ・ (第1期)カテゴリ分類の根拠(基本情報及びガイドラインの該当部)を記載すべきである。
- ・ (JJ) 現行JICAガイドラインに基づき、国際約束を締結した段階で、カテゴリ分類及びその根拠を事業概要等とともに公開している。また、現行JBICガイドラインに基づき、スクリーニングを終了したときに、カテゴリ分類及びその根拠をプロジェクト概要等とともに公開している。
- ・ (NGO2)新 JICAは、協力準備調査の候補案件について、実施決定前に、 当該事業について想定される事業概要(国名、場所、概要、セクター、規模など)をもとに 1回目のカテゴリ分類を行う。
- ・ (JJ)協力準備調査で個別案件形成を行う場合は、ガイドラインが適用される本体事業のカテゴリ分類を行った上で、必要な環境社会配慮調査を 行う方向で検討している。
- ・ (小西委員)スクリーニングについても、迅速化が重要な要素である。

5. 環境レビュー

「カテゴリAプロジェクトについては、借入 人等から、プロジェクトに関する環境アセ スメント報告書が提出されなければなら ない」(JBIC 第 1 部 4.(3))

① カテゴリA事業におけるEIAの義務化(JBIC)

- ・ (JJ)現行 JBIC ガイドラインでは、非自発的住民移転だけを理由にカテゴリAとなる事業についても、EIAの実施、EIA報告書の提出を義務付けている。しかしながら、多くの国では非自発的住民移転に係る検討は EIA の対象項目に含まれず、EIAの実施・確認により配慮を確保することにはならない。
- ・ 世界銀行やADBでは、このような事業については、EIAの実施を義務付けていない。
- ・ (清水委員、福田委員)EIA 報告書に社会影響面が含まれているケースがあること、また住民移転計画書には主に緩和策が記載されており、社会影響分析が含まれていないケースが多いことから、非自発的住民移転のみを理由にカテゴリ A となる事業について EIA 報告書作成を義務付けない場合、社会影響分析が適切になされているかを確認する必要があり、住民移転計画書を代わりに公開すべき。
- ・ (GEF)住民移転の規模が大きいことが原因でカテゴリ A になる事業についても EIA を求める現行ガイドラインの規定を残すべきである。あるいは EIA の社会的側面を強化した社会影響評価(SIA)を求めることも一案である。
- ・ (JJ)環境レビュー時に社会影響評価を確認しており、必要 に応じて追加的な対応を求めている。住民移転計画書を公

「JBIC は、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて本ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する」(JBIC 第 1 部 4.(3))

② カテゴリ FI 事業の環境レビュー (JBIC)

- ・ (JJ)現在問題が生じている訳ではないものの、現行 JBIC ガイドラインの書き振りでは、具体的な確認内容が必ずしも明確でない。
- ・ (JACSES)カテゴリ FI の情報公開方法及びモニタリング方法をガイドラインで規定すべき。
- ・ (JJ)カテゴリ FI について、環境レビュー方法の具体化、レビュー結果の公開を(カテゴリ A、B と同様に)行った上に、更にカテゴリ FI のみに独自の情報公開及びモニタリング方法を規定することが必要か。なお、カテゴリ FI の環境レビュー結果が事業事前評価表に記載されていないものが過去に散見されるが、記載することで既に対応済。
- ・ 世界銀行や ADB 等の国際機関もカテゴリ FI を設けており、環境レビュー の内容が具体的に記載されている。
- ・ (NGO2)新 JICA は、カテゴリ FI のプロジェクトについて、以下の環境レビューを実施する。
 - -JICA は、金融仲介者等が、案件実施段階で選定・決定されるサブプロジェクトについて、新 JICA ガイドラインの基準に基づくスクリーニングを行う体制を有していることを確認する。
 - カテゴリ A のサブプロジェクトが想定されない場合には、新 JICA は、金融仲介者等の環境社会配慮に関する体制やこれまでの環境社会配慮上のパフォーマンスを検討し、サブプロジェクトについて新 JICA ガイドラインに基づく環境レビュー、モニタリングが確保されることを確認する。この場合、新 JICA は、カテゴリ A のサブプロジェクトに対して金融仲介者等が支援を行わないこと、およびサブプロジェクトについて適切な環境社会配慮が行われることを、融資契約等を通じて確保する。
 - カテゴリAのサブプロジェクトが想定される場合には、金融仲介者等によるカテゴリAのサブプロジェクトへの支援承認前に、新 JICAが環境レビューを行うことを融資契約等において確保する。この場合、新 JICAは、金融仲介者等が提案するカテゴリAのサブプロジェクトについて、通常のプロジェクトと同様の環境レビューおよび情報公開を行う。
- ・ (JJ) 金融仲介者のスクリーニング体制の確認、各カテゴリ分類に基づいたサブプロジェクトの環境レビュー・モニタリング等の手続き、カテゴリ A のサブプロジェクトを含むか否かの事前確認、等の手続について、現状でも必要に応じ実施しているところであるが、ガイドラインの記載について、他カテゴリの記載方法も確認しつつ、検討する。

開するかは検討中。

・ (JJ)(NGO2)の指摘事項については基本的に同様の点を 考えており、ガイドラインにおける具体的な記述振りについ ては検討中。 「JICA は、環境社会配慮等に関し、日 本、国際機関、地域機関、日本以外の 先進国が定めている国際基準・条約・宣 言等の基準やグッドプラクティス等を参 照する。相手国における環境社会配慮 の法令等がそれらの基準やグッドプラク ティス等と比較検討し大きな乖離がある 場合には、より適切な環境社会配慮を 行うよう、相手国政府(地方政府を含む) に対話を通じて働きかけを行い、その背 景、理由等を確認する。I(JICA 2.6.3) 「相手国及び当該地方の政府等が定め た環境に関する法令や基準等を遵守し ているかどうかを確認し、また、環境に 関する政策や計画にそったものである かどうかを確認する。さらに、JBICは、 環境社会配慮等に関し、国際機関、地 域機関、日本等の先進国が定めている 基準やグッドプラクティス等を参照する。 環境社会配慮のあり方がそれらの基準 やグッドプラクティス等と比較検討し大き な乖離がある場合には、相手国(地方政 府を含む)、借入人、及びプロジェクト実 施主体者との対話を行い、その背景・理 由等を確認する。I(JBIC 第 1 部 3(4))

③国際的な基準やグッドプラクティスの参照

(共涌)

- ・ (小西委員) 環境社会配慮はプロジェクト実施主体が当該国の法令に従って実施し、新 JICA はバイの実施機関としてその実施状況を確認する立場であることから、当該プロジェクト実施主体が主体的に環境社会配慮を行うことを促す内容とし、プロジェクト実施国における法令や手続きを可能な限り尊重することが重要。また、相手国においては法令や手続が不十分な事も多く、技術協力を活用しかかる法令や手続の整備を行われる事を期待。
- (WWF)グッドプラクティスをベンチマークとする、という原則をサポート。
- ・ (WWF) 相手国の環境社会配慮のあり方が十分であるかどうかを新 JICA が定める手法を明確にすることを提案。(独立した外部のエキスパートによる配慮確認、日本の法律が優っている場合には基準は日本のものを使う、独立した外部のエキスパートによるモニタリング、環境社会配慮に関する相手国のキャパシティーの強化)
- ・ (JJ) 現行 JICA、JBIC ガイドラインの規定に基づき、プロジェクト実施主体による主体的な環境社会配慮を促し、当該国の法令や手続きの遵守を確認している。
- ・ (JJ)現在も、国際基準、グッドプラクティス等を参照し、大きな乖離がある場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じて相手国政府等に働きかけを行っている。
- ・ (JJ)JBIC の環境レビュー、モニタリング(監理)では、必要に応じ、日本での EIA 実施の経験がある等の外部専門家を活用している。

- (清水委員)国際基準と乖離がある場合は、現行 JICA ガイドラインの記述通り、対話を通じて働きかけを行うことを入れるべき。
- (JJ)現行 JICA は支援も行っているので、「働きかけ」という 文言が含まれる。
- ・ (福田委員)本論点は OECD のコモンアプローチが背景にあり、コモンアプローチにおける国際的基準の取扱いについて、2007 年の改訂により、従来の"would be applied"から"expected to meet(遵守することが期待される)"へ適用度合いが強化された。なお、新 JBIC、NEXI は、国際的基準の取り扱いを個々に明確化する方向で検討中。具体的にはプロジェクトファイナンス案件には IFC の Performance Standard、それ以外の案件には世銀 Safeguard Policy を適用させたい意向。
- (JJ)プロジェクトファイナンス案件の主体である民間企業と 新 JICA が行う事業は異なることから、IFC Performance Standard を新JICAガイドラインで使用すべきかは要検討。

4その他

(共通)

- ・ (HRN) プロジェクト実施主体の社会配慮基準に関する態度を確認すべき。
- ・ (第 1 期)ガイドライン 1.4、2.6.3、2.7.1 に関し、要件に解釈の違いが生じう る点を整理すべき。
- ・ (JJ) 現行ガイドラインの実施において、要件を満たしているかを確認している。 JICA ガイドライン 1.4、2.6.3、2.7.1 に関しては、要件の解釈の違いが生じるとは認識していない。

(JICA)

・ (第1期)相手国の環境アセスメント手続きとの関係を明確にすべき。

- ・ (FOE)社会配慮確認の基準を明確にすべきであり、労働基本原則、人権宣言の批准状況、宣言のコンプライアンス等の確認を GL に含めるべき。
- ・ (JJ)必ずしもこれら宣言等のコンプライアンス状況につき確認は行っていないが、実施機関の社会配慮体制等から総合的に判断。

6. モニタリング 「環境社会配慮が必要な技術協力プロジェクト事業の実施段階において、モニタリングを行う。」(JICA 1.5.4) 「JBIC は、環境社会配慮確認のために	モニタリングに係る用語の整理 (共通) (JJ)現在問題が生じている訳ではないものの、「モニタリング」は、相手国政府等が実施するものと JICA・JBIC が行うもので同じ用語を用いているため、誤解を招きやすい。	
以下を実施する。(中略)融資等の意思 決定後のモニタリング及びフォローアップ(以下フォローアップも含め単に「モニタリング」)(JBIC 第 1 部 3.(2))「JBIC は、(中略)プロジェクト実施主体者によるモニタリングの内重要な環境影響項目につき、借入人を通じ、そのモニタリング結果の確認を行う」(JBIC 第 1 部 4.(4))	・ 世界銀行では、相手国政府等が実施する「モニタリング」と世界銀行が実施する「監理(supervision)」とが明確に区別されている。(ADB 等、他の国際機関では区別していない。)	
未の確認で11 J (JDIO 第 1 m 4.(4/)	②カテゴリA事業を中心としたモニタリング(監理)の強化 (JBIC) ・ (JJ)モニタリング(JBIC による監理)については既に現行 JBIC ガイドラインに明記されているが、必要な確認・対応がなされていない場合もある可能性がある。 ・ 住民移転等に係る実施段階での環境社会配慮確認(監理)の重要性については、ADB等の国際機関においても認識が高まっている。	 ・ (福田委員、清水委員) 具体的な GL 改訂の方向性を示すべき。 ・ (JJ) 具体的な文言は、GL 案を提示する際に示す。カテゴリ A 案件については、メリハリをつけて案件監理に関与していく必要あり。
	③その他 (共通) ・ (NGO2)案件の実施段階において、プロジェクトに重大な変更が生じた場合、変更後の事業につき、カテゴリ分類および新たなカテゴリ分類に応じた環境レビューを行う。このカテゴリ分類および環境レビューは、案件審査に準じた手続きで行う。新 JICA は、変更の概要および変更後のカテゴリ分類結果を公開する。また、変更後のプロジェクトに関する主要な環境社会配慮に関する文書を入手後速やかに公開する。 ・ (JJ)新 JICA では、現行 JBIC 同様、プロジェクトの内容に環境社会面への影響を含む変更がある場合、その変更の環境社会面への影響を含む変更がある場合、その変更の環境社会面への影響を合いを確認しつつ、必要に応じてカテゴリ分類を見直し、環境ガイドラインで求められている要件を満たすことを確認する。	・ (吉田副座長)セクターローンの場合、2~3件の典型的なサブプロジェクトの環境社会配慮状況を確認した後、残りのサブプロジェクトの選定を相手国政府に委ねることが多いため、環境社会配慮面で影響の大きい案件が選定される場合あり。 ・ (JJ)ご指摘の点を避けるため、カテゴリAのサブプロジェクトが選定される可能性の有無につき審査時に確認しており、必要に応じて、実施機関の環境社会配慮面の能力強化も行なっている。四半期毎に提出されるプログレスレポート、実施機関との協議等を通じて、案件監理を実施している。 ・ (堀田委員)F/S段階で提案された実施体制、モニタリング段階で発見された改善点につき、相手国政府からのコミットメントの確保方法を検討すべき。 ・ (JJ) 基本的には、相手国政府との協議を通じて要求。進展が見られない場合、円借款については最終手段として、借款契約に基づき救済措置を行使することもある。借款契約(L/A)及びその付属文書には、環境社会配慮面で実施

7. フォローアップ 「協力事業の終了後、フォローアップを 行う。」(JICA 1.5.5)	(JICA) ・ (JJ) 現行 JICA ガイドラインのフォローアップについては新 JICA においては状況の変化がある。また、日本の無償資金協力、有償資金協力の場合を除き、相手国の事業化の状況を把握することは必ずしも容易ではない。 ・ (第1期)フォローアップについても第三者機関が関与すべき。	関する記載有り。 ・(堀田委員)モニタリングは、相手国が実施するもの、JICAが実施するものがある。誰がどのように行うのかについて、新ガイドライン中にどこまで盛り込むのか検討が必要。また、モニタリングにおいては、事業が開始するまでの期間でモニタリングが実施されない空白期間が生じるので、この期間の対応についても検討が必要。 ・(吉田副座長)環境社会配慮面で問題が生じた場合、迅速に対応できる資金や制度が無いため、個別案件の予備費の活用や、案件横断的なSocial Environmental Emergency Fundなどを設立しては如何。 ・(JJ)技術協力、予備費の活用等、問題解決のために支援することは可能だが、Fundの設立については現実的ではなく、また問題解決の責任主体は相手国政府である。 ・(福田委員、GEF)事業計画に重大な変更があった場合、スクリーニング、情報公開、環境レビュー等の手続きを改めて実施すべき。 ・(JJ)事業計画に重大な変更が生じた場合、円借款基本約定(G.T.C)に基づき、借入人は JBIC から同意を得る必要があり、JBIC は同意に際し、環境レビュー等も含め再審査を必要に応じ実施している。 ・(JJ)全ての案件に対して同じようなレベルのフォローアップを行うことは投入量の観点からも困難。 ・(清水委員)フォローアップは、開発調査がどの程度事業化されたのか、相手国政府にて適切に環境社会配慮面のフォローがなされているのか把握するために必要。
0. #840	・ (第 1 期)環境アセスメントや住民移転に係る支援が実際の事業計画にどのように反映されたか検証が必要である。	
8. 意思決定		
「JBIC は、環境レビュー結果を、融資等の意思決定に反映する。なお、環境レビューの結果、適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境社会配慮がなされるよう、借入人を通じ、プロジェクト実施主体者に働きかける。適切な環境社会配慮がなされない	① 環境レビュー結果の意思決定への反映 (JBIC) ・ (WWF)適切な環境配慮がなされない場合に、融資を実施するかしないかの判断を新 JICA が行うプロセスを明確にすることを提案。又、判断した理由を公開することも提案。 ・ (JJ)JBIC の環境レビュー結果は、全案件既に公表しており、環境社会配慮確認に係る本行の判断が記されている。	・ (福田委員)新 JICA は無償の実施を担うため、実施の責任 は新 JICA が持つべきで、円借款の L/A 同様に、無償の G/A にも支援の停止・中止を新 JICA 独自の判断で可能と する条項を記載すべき。 ・ (北村委員)G/Aの書き振りは検討中ではあるが、供与の是 非は政府が決める事項であり、JICA 独自の判断で国と国と の合意を完全に停止することはできない。

(NGO2)新 JICA は無償資金協力案件の採択にあたっても、環境レビュー

・ (原科座長、吉田副座長)停止は無理でも、牽制できるよう

な手立てを検討すべき。

場合には、融資等を実施しないこともあし、共通)

りうる。」(JBIC 第 1 部 6)

結果を踏まえ、新 JICA としての意思決定を行う。その結果を日本政府へ 伝達する。

- ・ (JJ)新 JICA は、日本政府の無償資金協力案件の検討にあたり、環境社会配慮面を含め、新 JICA の検討結果を日本政府に報告する予定である。
- (NGO2)新 JICA は、環境レビュー結果を踏まえ、以下につき融資契約
 (L/A)、贈与契約(G/A)またはその付属文書に盛り込むものとする。
 - 1)住民移転計画最終版の提出やモニタリングの実施、モニタリング報告書の提出など、環境社会配慮上、実施機関がとるべき措置。
 - 2)1)に違反した場合、新 JICA がとることができる協力の停止・中止など の措置。
- ・ (JJ) 新 JICA における融資契約及びその付属文書には、環境社会配慮面で実施機関が取るべき措置、又それを満たさない場合の対応措置を盛り込む予定。ただし、住民移転計画やモニタリング報告書の提出まで対応措置の対象とすることは慎重な検討が必要。贈与契約の内容については、検討中である。

「「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定されるものとしては、例えば開発ニーズの把握が不適切な場合、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合などが考えられる。」(JICA 2.8.3)

②JICA による意思決定

(JICA)

- ・ (JJ) 開発ニーズの把握が適切か否かは環境社会配慮面のみから必ずしも判断されるものではない。また、「事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合」は、想定することが難しい。
- ・ (小西委員)当然の事項を並べているだけなので、新ガイドラインには記載 不要。

- ・ (JJ) 想定しにくい例であり、基準として記載するか否かにつき検討する必要がある
- ・ (原科座長、GEF)想定できる範囲のケースが網羅的に記述されているため、修正する必要はない。現ガイドラインで記載することになった経緯を確認する必要がある。

9. 緊急時の措置

「緊急を要する場合とは、自然災害の復旧や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高くガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合をいう。JICAは、早期の段階においてカテゴリ分類、緊急の判断と実施する手続きを審査諮問機関に諮問する。また、審査諮問機関の検討結

- ・ (福田委員)踏むべき手続きを新ガイドラインに明記すると同時に、審査会による助言の内容を明確化すべき。カテゴリA案件については、緊急時の措置の対象外とすべき。
- ・ (JJ)ガイドライン上の手続きどおりにならない場合を想定しているので、そ の際に何が適切かの検討を行うことになる。
- ・ (第 1 期)緊急時の措置について、その文言からはいかなる手続きがなされるのかよく分からないので、整理すべき。
- 世界銀行では、Emergency Recovery Projects の場合、ADB では、

- ・ (福田委員)ガイドラインどおりにできない場合のケースを整理すべき。
- (JJ) 手続きが具体化してから整理する。

果と協力事業の結果を情報公開する。」 (JICA 1.8) Emergency Assistance Loans の場合について、規定がある。

・ (中山委員)原形に復旧する場合で、住民移転を伴わないような災害復旧 工事は緊急避難として環境アセスメントの手続きを省略するケースもありう る。

10. 戦略的環境アセスメント(SEA)の取り扱い

「JICAは、マスタープラン等においては、 戦略的環境アセスメントの考え方を導入 し、早期段階からの広範な環境社会配 慮がなされるよう相手国政府に働きかけ るとともに、相手国の取り組みを支援す る」(JICA 1.4 重要事項 2)

(JBIC 規定なし)

11. 情報公開

「カテゴリA及びカテゴリBのプロジェクトについては、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等、借入人等から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況をJBICウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等を速やかに公開する。(JBIC第1部5(2))

(共通)

- ・ (JJ)現行 JICA ガイドラインでは、左記の規定があるのに対し、現行 JBIC ガイドラインには規定がない。
- (WWF)できる限りSEA 手続きを遵守することを提案。
- ・ SEA については、2006 年に DAC(開発援助委員会)でグッド・プラクティス・ガイダンスが、2007 年に我が国で導入ガイドラインが、それぞれ作成されている。
- ・ 世界銀行等では一部の事業で SEA が実施されているが(通常世銀による 資金負担)、SEA の実施を義務付けている国際機関、二国間機関は存在 しない。
- ① 主要な文書の公開

(JBIC)

- ・ (NGO)新 JICA は、環境社会配慮に関する主要な文書(環境アセスメント報告書、環境管理計画、住民移転計画、先住民族への配慮に関する計画及び生活再建計画並びにこれら文書に添付される作成段階で行われたステークホルダーとの協議に関する情報を含む)を入手後速やかに公開すべき。公開対象は、当該国で承認されたものに限られず、その翻訳版も含む。
- (清水委員)政策借款関連の主要文書を公開すべき。
- ・ (小西委員) 情報公開においては、商業上の守秘義務も考慮しつつ、プロジェクトの進捗に支障をきたさないような確認内容・手順を確保することも 重要。
- ・ (JJ)環境社会配慮はプロジェクト実施主体者である相手国政府等の責任 であり、新 JICA はそれを確認する立場。従って、環境社会配慮の一環とし ての情報公開は、相手国政府等が当該国法令等に則して行うもの。
- ・ (JJ)現状では、JBIC としての説明責任を果たすとの観点から、左記のガイドライン規定に基づき、環境アセスメント(EIA)報告書の入手状況をウェブサイトに掲載の上、同報告書(言語は当該国で承認を受けたもの)を公開している。
- ・ (JJ)住民移転計画や先住民族への配慮に関する計画等は、EIA 報告書 に比べ法制度上義務付けられていない途上国が少なくないことに留意。
- ・ (JJ) EIA 報告書の翻訳版の公開に当たっては、翻訳の妥当性・適切性については新 JICA として責任を負うことは困難。
- ・ 世界銀行、ADB では、EIA 報告書(ADB はサマリー版のみ)、住民移転計

- ・ (高梨委員)SEAとして十分という水準が明確でないので、これまで行われた SEA を含んだ案件のレビューを行っていただきたい。
- ・ (中川氏:早水委員代理)SEA は日本でも普及していないので、SEA の義務付けは慎重な検討が必要。
- ・ (原科座長)SEA を巡る国際潮流を踏まえ、義務付けは困難で国毎の事情を勘案する必要はあるものの、ODAにて率先して推進すべき。
- ・ (JJ)住民移転計画書、先住民族への配慮に関する文書については、記載内容や作成の義務づけ、公開について制度 化されていない国も多いところから、一律公開を義務づけることは困難。現地で公開されている場合は、新 JICA でも公開したい。
- ・ (原科座長)相手国政府に対し、透明性の原則を示すべき。
- (JJ)翻訳版のレベルは様々であるため、一律公開することは困難。事業のオーナーシップを勘案すると、こちらで訳したものを先方の承諾なしに公開するわけにはいかない。
- ・ (福田委員、GEF)JBIC は翻訳版を用いて環境レビューを行っているため、JBIC が参照した翻訳版を見ないと環境レビューに対し意見できない。
- ・ (福田委員)翻訳版のクオリティが低くとも、文章そのものを 公開するべき。
- ・ (JJ) 政策借款は、今後の借入国のアクションについて約束 し借款を供与するものであり、通常のプロジェクトとは異なる ため、関連文書は公開にはそぐわない。
- ・ (原科座長、吉田副座長)SEAレベルの話であり、プロジェクトの話とは異なるものの、環境社会配慮面についてどのような注意をすべきという点については検討されているはずであり、そこについては公開していくべき。
- ・ (清水委員)政策レベルでも何らかの環境影響評価は行う べき。気候変動対策借款は今後も進んでいくものと思われ る。今後は考えを変えていくべき。

画、先住民族(開発)計画をそれぞれ英語で自ら公開。EBRDの新政策案で (清水委員)政策借款にパイロット事業が含まれている場合 は、EIA 報告書の公開のみを規定している。 は、パイロット事業の環境社会配慮に関する文書を公開す 二国間機関である KfW や AFD には公開の規定はない。 べき。 (JJ)政策借款の場合、政策合意がなされればワンショット で融資が実行される。政策の実施についてはモニタリング を実施し、次の融資はその実施状況に応じて出すことにな る。融資した資金は一般財政に充当され、プロジェクトに直 接的には繋がっていないため、何に使われているのか極論 すれば確認できない点で通常のプロジェクトとは異なる。 ・ (原科座長)政策借款でも、第3者がチェックを行える体制を 構築すべき。 ・ (JJ) インドネシアの気候変動対策ローンのケースでは、環 境専門家によるチームを All Japan として派遣予定であり、 更なる第3者チェックの必要性はない。 (吉田副座長)政策借款は、その内容が政治的に微妙なも のもあり、これを情報公開することは、内政干渉となり得る 場合があるので注意が必要。 ② 契約締結後の情報公開 (GEF)世銀、ADB と比して、JBIC の環境レビュー結果の情 「JBIC は、融資契約締結後、カテゴリ A、B及び FI プロジェクトについては、環 報公開量は少ない。世銀 ISDS 等も踏まえつつ公開範囲の (JBIC) 境レビュー結果を一般の閲覧に供する (NGO)新 JICA は、融資契約締結後に、環境チェックリストに基づく環境社 拡大を検討すべき。既存の内部資料が公開できないのであ こととし、ウェブサイト上で公開する。」 会配慮確認の結果及び当該事業の環境社会影響に関する融資機関とし れば、具体的な対策を提示してもらう必要がある。 (JBIC 第 1 部 5(2) ての所見ないし環境審査結果を公開すべき。また、環境レビュー結果に、 (清水委員、福田委員)JBIC の事業事前評価表には国際基 (a) 借入人と合意された主たる環境社会配慮上の対策、(b) ステークホル 準との比較結果に関する記述が無いので、これらが見える ダーから提供された意見・懸念に対する事業者の対応と、当該対応に対 書き振りが必要。 する JBIC の評価、を記載すべき。 (千吉良委員)民間金融機関の立場からすると、審査結果 (JJ)現在、JBIC では、効果的かつ効率的に円借款事業を実施するとと を公開することはない。開発主体にとって情報管理は一つ もに十分な説明責任を果たし、透明性の確保に努めることを目的として、 のリスクマネジメントであり、先方政府が公開されたくない情 平成13年4月1日以降に審査(アプレイザル)が実施される全ての円借款 報を新 JICA が一方的に公開することのリスクは大きい。 事業を対象として事前評価を実施し、借款契約締結後に速やかに「事業 (JJ)相手国との信頼関係に基づき情報を入手している。入 事前評価表 | の一部として環境審査結果を公表している。 手した情報を全て公開するとなると、相手国から必要な情 世界銀行では Project Appraisal Document を、ADB は Report and 報を、タイムリーに入手できず、十分な審査ができなくなる Recommendation of the President (RRP) の一部として環境審査結果を公 恐れがある。但し、カテゴリ A の環境レビュー結果について 表している。 は、公開内容を充実させる方向で検討したい。 ・ 二国間機関である KfW や AFD には関連する規定はない。 (清水委員)相手国のモニタリング報告書を公開すること 「プロジェクト実施主体者が環境社会 ③ モニタリング報告書の公開 配慮を確実に実施しているか確認する で、新 JICA のモニタリング能力が強化される。また、新 (JBIC) ために、本行は原則として、カテゴリA及 ・ (NGO)カテゴリ A のプロジェクトについて、事業者から入手した環境社会 JICA 自身のモニタリング報告書も公開すべき。世銀は ISDS びカテゴリ B のプロジェクトについては、一定期間、プロジェクト実施主体者によるモニタリングの内重要な環境影響項目につき、借入人を通じ、そのモニタリング結果の確認を行う。」(JBIC 第1部4(4))「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい」(JBIC 第2部1.)

- モニタリング報告書を入手次第速やかに公開し、また新 JICA が自ら行う モニタリング結果を公開すべき。
- ・ (JJ)モニタリングの主体はプロジェクト実施主体である相手国政府等であり、新 JICA はプロジェクトを監理する立場。モニタリング結果が、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されるよう促すことが適当。
- ・ 国際機関、二国間機関のなかで、ドナーによるモニタリング報告書の公開 を規定しているのは ADB のみ。世銀は自由・率直な情報交換が妨げられ るおそれ、検討過程の秘匿性を守る必要性を理由に、公開していない。

に大きな変更が生じた場合、変更点を公開している。

- (JJ)モニタリング項目が達成されない場合、JBIC は相手国に改善を求めており、その過程において報告書が公開されてしまうと、原因追及や対策を取れなくなる可能性がある。 現場レベルで、どの程度まで情報公開できるか検討する必要がある。
- ・ (原科座長)早い対応と公にすることは別議論。問題等がある場合は日本ではすぐに公開しており、時間が経てば経つ ほど公開されないリスクがある。早めの公開を検討してほしい。

「JICA は、情報公開をウェブサイト上で日本語及び英語により行うとともに、関連する報告書を JICA 図書館、現地事務所において閲覧に供する。」(JICA 2.1.8)「これら関係機関、ステークホルダーからの情報提供が早期に行われることを促進するとともに、環境レビューのアカウンタビリティ及び透明性を確保するため、JBIC は、環境レビューに関し重要な情報につき、環境レビュー期間中に、プロジェクトの性格に応じた適切な方法により公開する。」(JBIC 第 1 部 5(1))

「カテゴリA及びカテゴリBのプロジェクトについては、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等、借入人等から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況をJBIC ウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等を速やかに公開する。」(JBIC 第 1 部 5(2))「環境アセスメント報告書は、地域住民等も含め、プロジェクトが実施される国において公開されており、地域住民等のステークホルダーがいつでも閲覧可能であり、また、コピーの取得が認められていることが要求される」(JBIC 第 2 部 2.)

④ 公開方法

(JBIC)

- ・ (NGO)環境社会配慮に関する主要な文書を、ウェブサイト上に掲載すると 同時に、本部及び事業実施国における新 JICA の現地事務所(現地事務 所が存在しない場合は、事業実施国を担当する在外公館)において、誰も が自由に閲覧・複写が可能な状態で公開するべきである。また、当該事業 により影響を受ける地域住民や現地 NGO からの要請がある場合には、文 書の写しを無償で交付・送付すべきである。
- ・ (JJ)新 JICA にて公開対象となる環境社会配慮に関する主要な文書は、 プロジェクトが実施されている国でも公開、コピーの取得を原則として要求 しており、地域住民や現地 NGO は入手可能な状況にあると思われる。
- ・ (JJ) 文書の写しを交付・送付するには費用がかかることから、一律無償で行うことが適当か?(情報公開請求制度でも実費の請求は行っている。)
- ・ (JJ)現在 JBIC では本店の広報センターで公開を行っているが、アクセス の改善を図る必要があるか。
- ・ 世界銀行では、レポートを情報センターで公開すると共に、ウェブサイトに も掲載。ADB では、サマリー版のウェブサイト掲載のみを行っている。
- ・ (共通)(福田委員)新 JICA は、案件情報データベースを整備し、この中で 環境社会配慮関連情報を整備すべき。
- ・ (JJ)ウェブサイトでの情報公開は、外部の方が必要な情報を探しやすいように行うことを検討。

- ・ (JJ)ウェブサイトについては、HP の容量等あり、技術的に どこまで可能か検討が必要。また無償で交付することによ る経費負担も考慮する必要あり。
- ・ (福田委員)無償配布の対象を影響住民のみにすることであれば検討可能。世銀、ADBは途上国からの要請については無償で配布している。
- ・ (GEF) 一義的には相手国政府が公開すべきだが、公開されなかった場合は、新 JICA として何らかの対応をとるべき。
- ・ (千吉良委員)日本国民の税金を使って無償でコピーする のは避けて欲しい。受益者負担とするのが原則であるべ き。
- ・ (吉田副座長)円借款は途上国にとって公共事業。途上国の住民は、誰が実施主体かを考えるべき。全てを無償にすることは自助努力を損なうことになりかねない。原則は実施主体がすべき。情報公開について何らかの問題が生じた場合は、新JICA が相手国に対して公開の支援や公開を促すことがあるべき姿。
- ・ (JJ)実施主体である相手国が現地住民に情報を公開し対 話を行うべきであり、新 JICA が直接現地住民に情報提供し ても最終的な解決にはならない。先ずは、公開するよう相手 国政府を促したい。また、現行ガイドライン適用案件では、 EIA は承認かつ公開が必須であり、環境レビュー時に公開 状況につき確認を行っている。

「JICA は、カテゴリAに分類された要 請案件については、提言の作成に先立 って事業実施国、実施地域、事業概要 の3点をホームページ上で一定期間、情 報公開し、環境社会配慮の観点から外 部の情報や意見を収集して提言に反映 する。I(JICA 3.1.2)

「JICA は、情報公開をウェブサイト上 で日本語及び英語により行うとともに、 関連する報告書を JICA 図書館、現地 事務所において閲覧に供する。I(JICA 2.1.8) 「スクリーニングを終了したときは (JICA) 出来るだけ速やかに、プロジェクトの名 称、国名、場所、プロジェクトの概要、セ クター、カテゴリ分類及びその根拠を公 開する。I(JBIC 第1部5.)

⑤ 環境レビュー前の情報公開

(JBIC)

- (NGO)新 JICA は、現在 JBIC が海外経済協力業務の一環として行ってい る有償資金協力促進調査(SAF)、ないしこれに代わる協力準備調査等の 報告書を公開すべき。カテゴリA・B のプロジェクトに関するSAF について は、インセプションレポート、インテリムレポート、ドラフトファイナルレポート も公開し、ステークホルダーとの協議を行うべきである。
- (JJ)現状、JBIC では、SAF の報告書には公開しないことを前提に相手国 政府から入手した情報や円借款事業の調達に関する機微に触れる情報 等が含まれるため、公開していない。統合後作成される報告書については 取扱いを検討する。

- ・ (JJ)現在 JICA では、入札関係の情報を含むため一部の調査報告書を作 成後速やかに公開していない場合がある。
- (福田委員)新 JICA は、基本設計調査・詳細設計調査の報告書を完成後 速やかに公開すべき。入札関連情報が含まれるため公開が困難な場合 には、入札に関連する部分を取り除くなど、速やかな公開のために必要な 措置を講じるべき。
- (福田委員)全ての情報公開を日英両言語で行うことを明記すべき。
- ・ (JJ)全ての情報公開を日英両言語に指定する必要があるか。

(共涌)

- ・ (福田委員)新 JICA は、全ての要請案件について、カテゴリ分類後速やか に案件情報を公開すべき。要請段階情報公開には、カテゴリ分類とその 根拠を含めるべき。
- ・ (JJ)有償資金協力については、現行 JBIC ガイドラインの規定に則り、カテ ゴリ分類後速やかに案件概要、カテゴリ分類及びその根拠を公開してい る。現行 JICA ガイドラインでは、カテゴリ A に分類された要請案件は、事 業実施国、実施地域、事業概要を公開し、国際約束を締結した段階で、協 力事業の名称、国名、場所、概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠 等を公開している。

- (福田委員)協力準備調査の報告書は公開されるのか。 SAPROF の多くは F/S の補完であり、環境面での補完も行 っているため、SAPROF での提言がどう反映されたかを検 証するためにも公開は必要。
- (中山委員)SAPROF の報告書を公開しなくとも環境の面で 不利益が生じたという話は聞いたことがないため、わざわざ 公開はしなくてもいい。また、B/D 報告書はほとんどが設計 の内容であり、入札等を考慮すると作成後まもなくの公開は 難しい。
- (JJ)現行 JICA は技術協力として調査を行っており、報告書 は技術協力の成果物であるが、協力準備調査は直後に本 体事業の審査を控えている点で大きく異なる。現行 SAPROF は公開されない情報も含めて収集、分析しており、 公開を前提とすると審査に必要な情報が十分に収集できな い恐れがある。係る性格をもつ協力準備調査の公開につい ては慎重に検討する必要がある。
- (福田委員)JICA は英語のみでカテゴリ分類等の情報を提 供しているが、日本国民に情報提供する観点から、基本的 な案件情報は日本語でも提供すべき。JBIC は日英で公開 している。
- (福田委員)現在の JICA のガイドラインにおいては、カテゴ リAの案件のみについて情報公開されているが、新 JICAに おいては、全ての要請案件のカテゴリ分類を公開すべき。
- (JJ) 多くの要請案件の中で、最初から検討の対象にならな いものもあり、全てを公開する必要はない。

「JICA は、協力事業の初期段階にお いて、情報公開が確実に行われることを 担保するための枠組みについて、相手 国政府と協議し合意する。I(JICA 2.1.3)

⑥ 初期段階での情報公開に関する枠組み合意

- ・ (JJ)事前調査等協力事業の初期段階においてガイドライン記載事項以上 の具体的な枠組みに合意することは現実的でない面がある。
- ・ (福田委員)情報公開を担保するための枠組みについて、相手国政府と協 議・合意するタイミングを再検討すべき。

12. ステークホルダーとの協議等

「地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である」

「女性、こども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、(中略)社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない」(JBIC第2部1.)

「JBIC は、借入人等から提供される情報のみならず、相手国政府及びその機関、協調融資を行おうとしている融資機関、ステークホルダーから提供される情報の重要性を認識し、これらも活用してスクリーニング及び環境レビューを行う」(JBIC第1部5(1))

「JBIC は、環境レビュー及びプロジェクトの監理において様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎する」(JBIC 第1部 5(1))

「第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合には、JBIC は、その指摘を借入人に伝達するとともに、必要に応じて、借入人を通じプロジェクト実施主体者による適切な対応を促す」(JBIC 第 1 部4(4))

「JICA は、カテゴリAについては、開発ニーズの把握、環境社会面での問題の所在の把握及び代替案の検討について早い段階から相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。少なく

①ステークホルダー分析

(JBIC)

- ・ (NGO)ステークホルダーとの協議は、事業により直接的又は間接的な影響を受ける住民や発言力が弱い社会層など、協議を意識的に行うべきステークホルダーに関する分析を踏まえたものでなければならない。
- ・ (JJ) JBIC の環境レビューにおいて、地域住民等のステークホルダーとの協議の実施の確認に当たっては、協議が実施されたか否かの確認に止まらず、実施された協議の記録を確認し、周知の方法、提供された情報、質疑応答の内容等、協議が適切に行われたか否かも確認している。また、確認においては、相手国政府等から提供される情報のみならず、その他のステークホルダーから提供される情報も活用している。
- ・ 世界銀行、ADB 等の国際機関は、ステークホルダー分析については明示 していない。
- 二国間援助機関である KfW や AFD にも関連する規定はない。

- ・ (GEF)事業により直接的、間接的に影響を受ける人、及びその地域の社会的・文化的特性を把握すべき。また、詳細設計の際に計画変更が行われた際には、新たに生じた被影響住民への説明も必要。更に、これら背景に基づき、ステークホルダーとの協議の開催について、日時、周知方法、説明内容等の検討が重要。
- ・ (JJ)基本的には同じ考え方であり、環境レビューの際には RAP 等の情報に基づき注意深く確認を行うと共に、改善に 向けて日々努力しているところ。

②ステークホルダーからの意見への対応

(JBIC)

- ・ (NGO)新 JICA は、プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地 NGO からの意見や懸念が表明された場合には、事業者の対応やこれに対する新 JICA の評価について回答するなど、適切な対応を取るべき。(新 JICA 自身による当該ステークホルダーへの説明責任を適切に果たすべき。)
- ・ (JJ) JBIC の環境レビューにおいて、地域住民等のステークホルダーとの協議の実施の確認に当たっては、協議が実施されたか否かの確認に止まらず、実施された協議の記録を確認し、周知の方法、提供された情報、質疑応答の内容等、協議が適切に行われたか否かも確認している。また、確認においては、相手国政府等から提供される情報のみならず、その他のステークホルダーから提供される情報も活用している。事業実施前、実施中を問わず、外部の方々から具体的な指摘や懸念の表明をいただいた場合は、相手国政府・実施機関に直ちに伝達すると共に、適切な対応を促している。併せて、意見等をいただいた外部の方々に対しても必要な回答を行っていると理解している。
- ・ (JACSES、GEF、FOE) JBIC ガイドラインには、「ステークホルダーからの情報提供を歓迎する」とあるが、実際は「レターを受領した。」と回答しているのみで問題には触れていない。記載されている内容について JBIC としての評価を回答すべきであり、その旨ガイドラインにも記載すべき。
- ・ (JJ)事業の実施主体は相手国政府であり、中長期的に事態を解決するには実施機関が主体性を持つ必要がある。 JBIC としても基本的には意見に対し回答すべきだが、実施機関が情報提供者と異なる事実認識を持っていた場合は、 先ずは実施機関に対話を促している。具体的なガイドラインの記載振りについては検討する。
- ・ (中山委員)事業の実施主体は実施機関であり、ガイドラインの記載振りは現状のままで良い。
- (福田委員)相手国主体の事業であっても、外部から意見を 受けながらも JBIC として融資判断した理由の説明責任を果 たすべき。
- ・ (JJ)事前事業評価表の環境レビュー結果に関する記載内 容を充実させ、審査途中に頂戴した意見への対応結果につ いても盛り込む方向で検討中。

③ 地域住民等との協議

- ・ (JJ) ステークホルダー協議の方法について、会議形式以外の手法の方 が適切な場合もある。
- ・ (JJ)計画の初期段階から情報公開を含むステークホルダー協議を実施す
- ・ (FOE、HRN)住民協議の形骸化を防ぐため、地域住民等との協議に際し、開催時期、開催場所、発言機会、議事運営方法、意見への対応等が適切であったか確認すべき。
- ・ (JJ) JBIC は、議事録やヒアリング等を通じて、ステークホル ダー協議の参加者、場所、内容も確認している。万が一合

ともスコーピング時、環境社会配慮の概 ることに対して、不法占有者の急増、土地の買占めや土地価格の高騰等 意形成プロセスが不十分である場合、期限を区切って相手 要検討時及び協力事業の最終報告書 負の社会影響を及ぼす可能性があることから相手国政府が難色を示すケ 国政府にガイドライン上必要な対応を追加で求めている。た だし、NGO 提言にある「現地の言論の自由の保障状況」等 案が作成された段階において一連の協 一スがある。 (JBIC) 議を行う。I(JICA 2.2.4) は、客観的に判断することが難しいことから、ガイドラインで 「地域住民等のステークホルダーと協議 (NGO)新 JICA は、主要な環境社会配慮に関する文書の作成過程で行な の書きぶりを工夫する必要あり。 が行われ、協議記録等が作成されてい われた協議について、現地の言論の自由の保障状況など公正な協議を担 (堀田委員)議事録内の記録が整理されていない、要約しす なければならない (JBIC 第 2 部 2.) 保する条件に配慮しながら、協議の開催時期・場所、参加者、進行方法、 ぎてしまい議論が分からないケースがあるので、当時の質 主要なステークホルダーの意見とこれに対する対応など協議の実施状況 「地域住民等のステークホルダーとの 問、対応等を正確に系統的に記録することによりシステマテ を審査し、協議が適切に実施されたか否かを確認する。 協議は、プロジェクトの準備期間を通じ ィックなフォローが可能となるので、系統的に整理されるべ て必要に応じて行われるべきであるが、 (JJ)現状、JBIC の環境レビューにおいて、地域住民等のステークホルダ 特に環境影響評価項目選定時とドラフト 一との協議が実施されたか否かの確認に止まらず、協議の周知の方法、 作成時には協議が行われていることが 提供された情報、質疑応答等、内容的にも適切に実施されたかについて、 望ましい ((JBIC 第 2 部 2.) 協議記録の確認、相手国政府・実施機関からの聴取、必要に応じて地域 住民からのヒアリング等を通じて確認している。協議の適切な実施が確認 できない場合には、追加協議の開催等を働きかけている。 (HRN)言論の自由、集会の自由及び知る権利が実質的に保障されている ことが確認されなければならない。 「JICA は協力事業の初期段階におい ④ 初期段階でのステークホルダー協議を行うための枠組み合意 て、現地ステークホルダーとの協議を行 (JICA) うための枠組みについて相手国政府と ・ (JJ)事前調査等協力事業の初期段階においてガイドライン記載事項以上 の具体的な枠組みに合意することは現実的でない面がある。 協議し合意する。I(JICA2.2.2) (福田委員)現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組みについ て、相手国政府と協議・合意するタイミングを再検討すべき。 ⑤ その他 (JICA) ・ (福田委員)カテゴリ B 案件におけるステークホルダー協議の必要性につ いて、審査の対象とすべき。 ・ (JJ)JICA ガイドラインでは、カテゴリ B 案件について、必要に応じて現地 ステークホルダーとの協議を行うこととしているが、これは相手国及び JICA 担当部署の判断によるものとしている。

13. 環境社会配慮の項目

「モニタリングを行う項目:(中略)自然環 境:生態系、貴重種に対する影響、対策 等 (JBIC 第 2 部 6)

① 項目

(共通)

- (JJ) JICA、JBIC ガイドラインで項目が異なる。
- ・ 世界銀行、ADB は、影響項目をあまり個別具体的には示していない。
- ・ (HRN)プロジェクトに伴う労働状況(労働における基本原則及び権利の保 **障)を確認すべき。**

(JBIC)

- ・ (WWF)自然環境のモニタリングは、貴重種に対する影響のみに限られてい る。ミレニアムエコシステムアセスメント(2005年)で使われたフレームワ 一クを、このモニタリング項目を決定する際のガイドとして使用することを 提案。
- ・ (JJ)現行 JBIC ガイドラインには貴重種のみが記されているが、準絶滅危 惧種等の希少種への影響、対策も確認している。

- (HRN)ILO 宣言を尊重し、労働環境に関する項目をガイドラ インに追加すべき。
- (中山委員)事業の実施主体にもよるが、本体事業の入札 条件に「労働環境の確保」が加わっても対応可能。
- (JJ) どのようにガイドラインに記載するかは難しいところだ が、労働環境については重要と認識しており、実際には環 境レビューの際に確認しているので、更なる対応について 検討したい。ミレニアムエコシステムアセスメントの考え方に ついては理解するが、幅広い概念であり実務的に対応する ことは難しい。現在、貴重種への影響に留まらず、必要に応 じ地域の生態系レベルまで広げた環境社会配慮の確認を 行っている。JBIC ガイドラインに含まれ JICA ガイドラインに 含まれていない「景観」については、新 JICA ガイドラインに おいて含める方向で検討する。

「環境社会配慮の項目は、大気、水、土 2地球温暖化への配慮 壤、廃棄物、事故、水利用、地球温暖 化、生態系及び生物相等を通じた、人間 の健康と安全及び自然環境(越境また は地球規模の環境影響を含む。)並び に非自発的住民移転等人口移動、雇用 や生計手段等の地域経済、土地利用や 地域資源利用、社会関係資本や地域の 意思決定機関等社会組織、既存の社会

(共通)

- ・ (JJ)現行 JICA ガイドラインには、環境社会配慮の項目として「地球温暖 化」が明示されているが、現行 JBIC ガイドラインには明示されていない。
- 我が国の EIA の対象項目としても明示されている。
- 世界銀行は考慮すべき地球規模の環境影響として気候変動を明示してい る。ADB は現行政策では言及していない。EBRD は新政策案において、年 間 10 万トン以上の CO。を排出する事業の定量化、モニタリングを求めてい
- (JJ)ガイドラインに明示する方向で検討するが、参照値が 無いため他の項目と同様の扱いをするのは難しい。
- (GEF)地球温暖化について記載すべきであるが、どのよう に担当者が案件において具体的に実施していくかは、検討 すべき事項である。運用面に関して、IFC、EBRD 等のグッド プラクティスを参照すべき。
- (小林委員代理 中川氏)日本の EIA 法では、GHG を廃棄 物同様の「可能な限り排出を提言すべき汚染物質」という位 置づけで取り扱っている。

インフラや社会サービス、貧困層や先住 民族など社会的に脆弱なグループ、被 害と便益の分配や開発プロセスにおけ る公平性、ジェンダー、子どもの権利、 文化遺産、地域における利害の対立、 HIV/AIDS 等の感染症を含む。」(JICA 2.3.1)

「環境社会配慮の項目は、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境(越境または地球規模の環境影響を含む。)(以下略)を含む ((以ICA II.2.3)

「調査・検討すべき環境への影響には、 大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利 用、生態系及び生物相等を通じた、人間 の健康と安全への影響及び自然環境へ の影響、(中略)、越境または地球規模の 環境問題への影響が含まれる。」(JBIC 第2部1.)

「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する。I(JICA 2.3.2)

14. 人権への配慮

「JICA は、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準の原則を尊重する。この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。人権に関する国別報告書や関連機関の情報を入手するとともに協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握し、意思決定に反映する。」(JICA 2.7.2)

③予測・評価が困難であると思われる項目

(JICA)

- ・ (JJ)以下の項目については予測、評価の困難性、または他の影響項目でカバーされると考えられることから、具体的な調査計画の策定や調査の実施に関し困難な面が見られた。
- ・ a) 非自発的住民移転以外の人口移動、b) 雇用や生計手段以外の地域 経済、c) 土地利用や地域資源利用、d) 社会関係資本や地域の意思決 定機関等社会組織、e) 既存の社会インフラや社会サービス、f) 被害と便 益の分配や開発プロセスにおける公平性、g) 地域における利害の対立
- (JJ) 左記 a)~g)は予測・評価が困難であるため、ガイドラインから削除したい。
- ・ (清水委員)予測・評価が困難である点は、JICA 運用実態 調査で言及されておらず、現行 JICA 調査において実際に 予測・評価しているケースもあるため、削除したいとする根 拠が不明。
- ・ (福田委員)スコーピング時に、事業の特性に応じて配慮すべき項目絞り込めば良いので、ガイドラインから削除する必要はない。

④派生的・二次的・累積的な影響

(JICA)

(JICA)

・ (JJ)派生的・二次的・累積的な影響は曖昧な検討にならざるを得ない。特にライフサイクルにわたる影響については、予測・評価は困難な面が多い。

積的な影響分析を調査 TOR に含める場合は、その影響を 何処まで深堀するか予め検討しておくべき。

(高梨委員)調査には予算的、時間的制約があるので、累

- ・ (原科座長)累積的な影響分析は、世界的潮流に鑑み SEA の観点からも重要である。ただし、予算的、時間的制約もあるので、スコーピング時に合理的な期間、範囲等につき十分に検討を行い、その範囲内で分析を行うことが現実的。
- ・ (JJ) 人権基準の尊重、人権の状況の把握という点について、協力事業を 実施する際に具体的に何を行うのか分かりにくい。また、人権の状況とプロジェクトの関係は把握しにくいことから、人権全体として扱うのは難しい 面がある。先住民族、ジェンダー、こどもの権利等に係る影響については、
- ・ (HRN)相手国内・プロジェクト対象地域の自由権及び社会権に関わる人権状況を把握すべき。

各協力事業において個別に検討することは可能である。

- ・ (HRN)新ガイドラインにおいても、現 JICAガイドラインの内容を踏襲すべき。プロジェクトの人権状況に与える影響を個別に見る前に、そのプロジェクトが行われている地域における人権保障状況を分析するべき。
- ・ (高梨委員)人権侵害に関連する規定等が、個々の案件レベルでまで含まれてしまうと現場での対応は非常に困難。よりマクロなレベルでの検討に留めるべき。

15. 審査諮問機関

「JICA は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、必要な知見を有する外部の専門家からなる審査諮問機関を第三者的な機関として常設する。」(JICA 2.4.1)「特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論の多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。」(JBIC 第 2 部 1.)

「審査諮問機関は、カテゴリA案件とカテゴリB案件について、要請段階から協力事業の終了まで関与し、JICAからの諮問に対応して支援の是非について答申するほか、個々の協力事業における環境社会配慮の面での助言を行う。なお、事業の特性等を勘案し必要に応じて臨時委員の参画を求める。((JICA 2.4.2)

①審査諮問機関の設置

(共通)

- ・ (NGO) 有償資金協力業務についても、常設の第三者機関による助言を得るべき。
- (JJ)現行のJICAガイドラインには規定があるが、JBICガイドラインには規定がない。
- ・ (JJ)技術協力事業の実施には新JICAが直接関わるが、資金協力事業の 実施主体は相手国政府等であるという違いに留意。
- ・ (NGO2)新 JICA は、協力準備調査および資金協力のための環境レビューに関する助言を得るために、環境社会配慮審査会を設置する。
- ・ (JJ) 有償、無償、技協の本体事業はガイドラインの適用対象となるが、新 JICA 法上の調査・研究業務に位置づけられる本体事業の準備を行う協力 準備調査までガイドラインの適用対象とし、審査会の助言対象とするかは 慎重に検討する必要がある。また、環境レビューについては、スクリーニン グや EIA 報告書の公開等、ガイドラインの所要の手続きを経た上で、新 JICA 自身が責任を持って判断するものであり、審査会の助言対象に馴染まない(他機関でも、第三者に環境レビューを諮問している例は見当たらない)。
- ・ 有償資金協力を行っている他の援助機関、具体的には、世界銀行や ADB 等の国際機関、二国間援助機関である KfW や AFD は、いずれも、外部の 有識者からなる常設の審査会(及び同等の組織)を有していない。世界銀行は、環境面で慎重な配慮が必要な案件については借入人に諮問パネル(advisory panel)設置を求めている。

②審査諮問機関の機能

- ・ (堀田委員)現在 JICA には環境社会配慮審査会をはじめとする各種審査・諮問機関が設置されているが、統合後におけるこれらの機関の位置づけと実質的運営はどうあるべきか。環境社会配慮において、策定すべき計画の審査と、実施すべき施策のモニタリングがどのように行われるべきか。既設機関に課題はないのか。
- ・ (JJ) 専門的知見を得る機能と外部からの意見を聞く機能は合わせてもつ のがよいか、別がよいか。
- (JJ)支援の是非についても助言の範囲とすべきか。
- (JJ) 助言を得るのに、どのような形式が適当か。
- ・ (第 1 期)審査会の審査範囲については、事業の環境社会配慮に限定すべきであるという意見と、開発ニーズも含めた事業の妥当性についても審査範囲とすべきという意見あり。
- ・ (NGO2)環境社会配慮審査会は、協力準備調査の TOR 案、スコーピング 案、最終報告書案に対して助言を行う。新 JICA はカテゴリ A案件(マスタ

- ・ (JJ)透明性の向上と外部の知見活用は、審査諮問機関に 拠らずとも、ガイドライン上の情報公開手続の拡充や、現 JBIC で行っている審査時の外部専門家雇用の拡大で十分 可能。
- ・ (原科座長、清水委員、GEF)外部専門家は JICA により雇用されるため、中立的な立場との観点では限界があり、審査諮問機関の設置が必要。
- ・ (JJ) 審査部による牽制機能や会計検査院等による外部チェック体制が存在する。また、ガイドライン上の情報公開手続を拡充することにより、審査諮問機関の固定メンバーに限らず、広く外部から情報・意見を受付可能。さらに、机上で議論して助言する審査諮問機関よりも、現地に出張して実際に現場を見て相手国政府や現地ステークホルダーと直接協議できる外部専門家の方が効果的。
- ・ (松下委員)現行 JICA の審査諮問機関による助言がどの程度中立的なのか検証すべき。
- (原科座長、JACSES)外部専門家の意見を公開すべき。
- ・ (JJ)外部専門家の意見を踏まえた上で環境レビューを行なっているため、外部専門家の意見そのものでなく、環境レビュー結果として公開している。
- ・ (清水委員)協力準備調査を行わない案件も諮問対象とすべき。カテゴリAである場合は全て対象とし、必要に応じてカテゴリBも対象とすべき。
- ・ (JJ)現 JICA と比べて新 JICA ではカテゴリA案件が大幅に増加するため、審査諮問機関を設置したとしても運用方法を慎重に検討する必要がある。また、審査諮問機関の設置により手続も大幅に遅延する恐れがあり、ODA 迅速化の要請に反する。
- ・ (千吉良委員)現在の審査会の運営実態を分析する必要あ り。審査諮問機関を設置する場合、事業の迅速性や情報の 管理が担保されることが必要。
- ・ (中山委員)新 JICA となると案件数増加による負担が多くなり、予算が増えない限り、このままの審査会のやり方では実施は困難。これまでの実態を踏まえ、慎重に議論すべき。
- ・ (高見委員)審査諮問機関には予算や時間の課題はあるが、透明性のメリットはある。ODA の迅速化は新JICAのみならず政府全体で取り組むべき課題。
- ・ (原科座長)案件形成の早期段階から諮問し、問題点を早期に抽出することで環境レビューが効率的に行われる。対

- ープランについてはカテゴリ A+B 案件)については必ず、カテゴリ B 案件については必要な場合、環境社会配慮審査会の助言を得て協力準備調査を実施する。
- ・ (JJ) 有償、無償、技協の本体事業はガイドラインの適用対象となるが、新 JICA 法上の調査・研究業務に位置づけられる本体事業の準備を行う協力 準備調査までガイドラインの適用対象とし、審査会の助言対象とするかは 慎重に検討する必要がある。
- ・ (NGO2)環境社会配慮審査会は、協力準備調査が実施されていない事業に関して、カテゴリ A 案件については必ず、カテゴリ B 案件については必要に応じて、環境レビュー段階において、環境アセスメント報告書、住民移転計画書(ドラフト)など環境社会配慮に関する主要な文書を受領し、審査に関する助言を行う。新 JICA は、環境社会配慮審査会の助言を環境レビューおよび新 JICA の意思決定に反映させる。ただし、協力準備調査段階において環境社会配慮調査が行われ、審査会が最終報告書案に対して助言を行った場合を除く。
- ・ (NGO2)環境社会配慮審査会は、事業の実施段階における重要なモニタリング項目につき、審査会への報告を求めることができる。この場合には、新 JICA は、当該モニタリング項目のモニタリング結果につき、審査会に報告を行う。
- ・ (JJ)環境レビューについては、スクリーニングや EIA 報告書の公開等、ガイドラインの所要の手続きを経た上で、新 JICA 自身が責任を持って判断するものであり、審査会の助言対象に馴染まない(他機関でも、第三者に環境レビューを諮問している例は見当たらない)。モニタリングについては、相手国が実施するものであり、審査会の報告対象に馴染まない。

③その他

- ・ (第 1 期)業務委託公募以前に業務指示書(TOR)を審査会において議論 することが必要ではないかという提案があった。
- ・ (JACSES)審査会において、EIA 報告書等の適切な資料に基づいた十分な 検討を可能とする期間を確保すべき。

- 象案件数の増加については、過去の他機関の例からみれば、運用で対応は可能。運用のあり方は見直すとしても、新 JICAでも審査諮問機関を設置すべき。
- ・ (清水委員)環境レビュー、最終判断は新 JICA が責任を持って実施、決定すべき。審査諮問機関はあくまでも"助言"を行う立場。その意味で「審査会」という呼称は不適。
- ・ (JJ)審査諮問機関に期待されるのは専門的な意見であるが、現在の審査会は単なる意見表明の場となっており、その範疇を超える意見が出される場合もある。仮に審査諮問機関を設置するのであれば、助言の形式を諮問・答申に拘る必要ななく、会議の場で各委員から頂くコメントをそのまま助言として扱うのも一案。
- ・ (高梨委員)現 JICA の審査会においては、質問が多岐・多数に及び、本来であればその対応は JICA 職員が行うべきだが、調査団がボランタリーベースで対応している場合もある。審査会は JICA 職員が責任を持って対応し、仮にコンサルタントが対応する場合は予算を別枠にすべき。また、質問が環境面でなく、技術面に及ぶこともあり、審査会の運用については改善する必要がある。
- ・ (福田委員)対象案件数の増加に伴って審査諮問機関の運用を見直す必要性は理解できるが、技術協力事業ではないとの理由だけで協力準備調査を諮問対象から外すのは飛躍し過ぎ。

16. その他

(共通)

- ・ (GEF)新 JICA は、環境社会関連の調査設計(TOR の検討など)を十分行うべき。とりわけ、必要とされる調査期間(自然環境の現況把握調査に際して、季節的な変動を調査できる十分な期間)を確保すべき。また、TORの段階で公開し、審査会など第三者からの意見を求めるべき。
- ・ (第1期)自然環境調査は、季節の変動も考慮し、1年以上の期間で実施すべき。
- ・ (JJ) 現行 JICA ガイドラインに基づく調査でも、季節的な変動も考慮した調査を行っている。 開発調査のカテゴリ A 案件については、スコーピング段階で、 情報公開および環境社会配慮審査会への諮問を行っている。
- ・ (WWF)実際の運用にあたって、新 JICA の環境及び社会面の専門家の数が限られており、ガイドラインの解釈によって、実際の適用状況が影響を受ける。ガイドラインの解釈及び適用にあたって、NGO(WWF)が新 JICA と協力していくという可能性を模索することを提案。
- ・ (JJ)配分可能なリソース(人員等)を踏まえた上で、適切な運用方法につき検討したい。
- ・ (NGO)歳入の透明性の重要性を、環境社会配慮確認に係る基本方針として明記すべき。
- ・ (HRN)プロジェクトが生み出す収益が貧困削減やガバナンスに悪影響を 与えないことを確認する必要がある。
- ・ (NGO)採掘産業に関し、政府のガバナンスのリスクの審査、プロジェクト関連の重要な支出、政府間協定等の合意の公開を行うべき。
- ・ (HRN)紛争地におけるプロジェクトへの援助については、慎重に検討すべき。
- ・ (GEF)新 JICA は、保護価値の高い森林(生態系)の転換を伴う事業への 支援を行うべきではない。
- ・ (GEF)新 JICA は、林産業部門に関し、森林認証の取得を奨励・要求する ような規定を検討することが必要。
- ・ (JJ)保護価値の高い森林や森林認証制度(複数存在)の扱いについては、それぞれの国際的な普及の程度、信頼性等も踏まえて検討することが必要。
- ・ (JJ)優れた森林認証制度等については、現行 JBIC ガイドラインでもグッド プラクティスとして参照することが可能。
- ・ (第1期)環境社会配慮が「持続可能な開発」を目標にするためのものである点を強調すべき。
- ・ (第 1 期)各国の変化する状況に対応し、あまり固定化にとらわれないようにすべき。
- ・ 世界銀行は、Operational Policy として Piloting the Use of Borrower Systems to Address Environmental and Social Safeguard Issues in Bank-Supported Projects を策定し、ADB は、Safeguard Policy Updateに

- ・ (GEF、FOE)生態系を維持するという点から、保護価値の高い森林に影響を与える事業は支援しない旨、ガイドラインに記載すべき。また、保護価値の高い森林の定義についての定義も明確にする必要あり。
- ・ (JJ)森林保護につき、現行 JBIC ガイドラインに記載されて おり、そのような森林の保護が必要であるのは同意。具体 的な書き振りは追って検討。
- (福田委員)現状では案件サイクルのどのタイミングでガイドラインが適用されるか分からないので、業務フローを新ガイドラインに記載すべき。
- ・ (JJ)業務手続きが変わるたびにガイドラインの改訂を行う ことになるので、記載することは妥当ではない。
- (HRN)収益性の高い事業において、発生する収益の使途が 被影響住民の人権を侵害しないよう配慮(公開)する旨、新 ガイドラインに記載すべき。
- ・ (原科座長、高梨委員)事業の収益面に係る問題について は、環境社会配慮の範疇外の事項である。
- ・ (JJ)そもそも収益性の高い事業については、現実には ODA の対象になりにくい。
- (HRN)紛争地において事業を行う際、事業が紛争を助長しないよう配慮をすべき。
- ・ (高橋委員)紛争地域でどのように事業を行っていくかは、新 JICA で議論されることではなく、国別援助計画レベルで議 論されるべきもの。
- ・ (JJ、北村委員)紛争地域で事業を実施するかは政府による 政策判断。

おいて Strengthening and Use of Country Safeguard Systems を示してい る。

(JICA)

- ・ (JJ) 開発調査の事前調査において、本格調査の環境社会配慮面の TOR 案、具体的な作業分担等を作成するのは現実的でない場合がある。
- (JJ)環境社会配慮ガイドラインに基づく活動の記録は調査報告書だけで は必ずしも十分残されていない場合があり、今後記録方法の改善につき 検討する必要がある。
- (福田委員)環境社会配慮確認の具体的なプロセス(要件遵守の確認プロ セス)を記載すべき。
- ・ (第 1 期)事業の必要性の位置づけの明確化、事業の選択基準に関する 検討を十分行うべき。
- (第 1 期)ガイドライン運用の指針、ガイダンス、事例集の作成が検討され るべきである。

Ⅲ、対象プロジェクトに求められる 環境社会配慮

1. 代替案検討

「プロジェクトを実施するにあたっては、 その計画段階で、プロジェクトがもたらす 環境への影響について、できる限り早期 から、調査・検討を行い、これを回避・最 小化するような代替案や緩和策を検討 し、その結果をプロジェクト計画に反映し なければならない」(JBIC 第2部1.) 「プロジェクトによる望ましくない影響を 回避し、最小限に抑え、環境社会配慮 上よりよい案を選択するため、複数の代 替案が検討されていなければならない」 (JBIC 第2部1.)

(JBIC)

- (JJ)カテゴリ B 案件において、JBIC ガイドラインの環境レビューの際に代 替案の検討確認を実施したか確認できない案件が散見された。
- (清水委員)一概に全てのカテゴリB 案件について代替案の検討を実施す るべきとは言い難いが、少なくとも代替案の検討が実施されたか否かにつ いて後日確認が可能な審査の方法を構築すべき。
- ・ (JACSES)カテゴリAの EIA においては、代替案の検討過程及び結果に関 する情報を含めた EIA の公開を必須要件とすべき。
- ・ (JJ)EIA 報告書の記載内容は、各国の法令等に従って定められている。 要請段階で既に相手国政府等に EIA 報告書が承認されている場合等もあ り、書き換えを新 JICA が求めることは困難。
- (JJ) JBIC の実施状況確認調査において、カテゴリ A の全案件について、 代替案の検討が行われていることが確認された。
- (第 1 期)インフラ事業における代替案検討のあり方についての指針が必 要であり、その中に需要予測を絶対視せず、その変化をモニタリングする こと、需要側管理も比較の対象とすることなどを盛り込むべきである。

- (JACSES)EIA 報告書の記載項目に代替案の検討結果を 含めるべき。また、EIA 報告書に代替案の記載が無い場合 は、別途補助的な書面にて公開すべき。
- (JJ)現地で公開されている場合は新 JICA でも公開可能。 なお、代替案の検討結果については、公開される環境レビ ュー結果にも含める予定。
- (清水委員、GEF)F/S 時に行われる需要予測のみを参照す るのではなく、その後の需要につきモニタリングを行い、そ の都度事業の必要性につき検討すべき。
- (JJ)協力準備調査で行われた F/S は、本体審査時に再度 見直されるので、需要予測についても再度確認している。

2. 非自発的住民移転

「非自発的住民移転及び生計手段の喪 (JBIC) 失の影響を受ける者に対しては十分な 補償及び支援が、プロジェクト実施主体 者等により適切な時期に与えられなけ ればならない。プロジェクト実施主体者 等は、移転住民が以前の生活水準や収

① 再取得価格による補償

- (NGO)被影響住民が、移転前の生活水準を少なくとも維持できるように、 土地及びその他資産の喪失に対する「完全な再取得価格」が補償される べき。当該国の法制制度上完全な再取得価格による補償が保障されてお らず、又は当該国において実態上完全な再取得価格による補償が行われ ていない場合は、再取得価格による補償を確保するための追加的な措置
- (GEF)新 JICA は案件形成段階から関与できるので、再取 得価格による補償を確保可能。
- (JJ) 再取得価格による補償を一律に相手国政府に求めた 場合、現地法制度との乖離について、相手国政府内で政策 調整に大きなコストが生じる場合あり。現実には予算制約も あるので、金銭補償に代替地の提供、政府用地の転売等 の合理的な手段と組み合わせた形も認めるべき。

入機会、生産水準において改善または 少なくとも回復できるように努めなけれ ばならない。これには、土地や金銭によ る(土地や資産の損失に対する)損失補 償、持続可能な代替生計手段等の支 援、移転に要する費用等の支援、移転 先でのコミュニティー再建のための支援 等が含まれる。((JBIC 第 2 部 1.)

- が法的拘束力ある文書として合意され、融資契約等に盛り込まれるべき。
- ・ (NGO)「完全な再取得価格」算定のために市場価格調査が実施されているべきである。
- ・ (JJ) 現状では、JBIC ガイドラインの環境レビューで、左記の規定に基づき、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられることを、世界銀行のOP 4.12 Annex A 等を参照しつつ確認を行っており、住民移転計画等の内容が国際機関等の基準と比較して大きな乖離がある場合には、背景・理由等を確認の上、必要に応じ相手国政府等に改善のための働きかけを行っている。
- ・ (JJ) 当該国の法令や基準の遵守確認、必要に応じ改善のための働きかけ、と言う基本的な姿勢を超えて、完全な再取得価格による補償を二国間機関である新 JICA が義務付けることは適当か。当該国の(新 JICA が関与しない)他事業と補償水準が異なることに問題はないか。
- ・ (JJ)「再取得価格」の算定に当たっては「市場価格」の確認が前提となるが、途上国においては近隣の土地の市場取引が少ない等の理由で「市場価格」の確認が困難な場合も予想され、新 JICA による「再取得価格」の妥当性の確認は容易ではないのではないか。
- ・ 世界銀行・ADB の現行政策、EBRD の新政策案では、再取得価格による 補償を要件としている。
- ・ 二国間機関である KfW や AFD には再取得価格に係る規定はない。

- ・ (中山委員)予算制約があるので、新 JICA が用地取得、住 民移転の費用負担するのも一案。
- ・ (JJ)90 年代より、移転先の基礎インフラ整備の費用は円借 款に含めるケースが増えている。但し用地取得費、住民移 転等のアドミ代は負担していない。
- ・ (JJ、高梨委員、原科委員、松下委員)補償は再取得価格 を原則とすべきだが、市場価格調査が困難な場合は、それ に替わる合理的な手法で補償価格を算出すべき。
- ・ (GEF)住民移転費用は低く見積もられる場合が多い。現地 法制度とガイドラインの補償費算出方法が異なる場合は、 そのギャップを埋める追加的措置につき相手国政府と合意 すべき。
- (JJ)実際の補償額は用地取得段階で決定され、環境レビュー時の数値がそのまま使用される訳ではないことからも、 補償価格の算出は、現地の制度も踏まえた現実的なものである必要がある。
- ・ (原科座長、福田委員)審査段階の合意事項をフォローアップすることが重要。再取得価格とは市場価値でなく再購入 価格を意味する。

「非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体者等により適切な時期に与えられなければならない。」(JBIC 第2部1.)

②事前の補償

(JBIC)

- ・ (NGO)十分な補償及び支援策が、移転前に与えられなければならない。
- ・ (JJ) 生計回復支援策等、移転後に提供されるべき支援策もあるので、補 償及び支援を画一的に「移転前」とすることが適当か。
- ・ 世界銀行、ADB 等は、移転前の補償支払いを要件としている。
- ・ 二国間機関である KfW や AFD には関連する規定はない。

- ・ (福田委員、高梨委員、千吉良委員)事前に補償金を支払う と使い込んでしまうため、分割払にして、移転完了後に最終 支払いする事例あり。
- ・ (清水委員、FOE)移転先が未整備のため、補償金を使い込んだ事例あり。移転先のインフラ整備、生計手段の確保が 重要。
- ・ (福田委員)補償額が低すぎたため、再補償した事例あり。 補償金を受領したのに移転しない住民には、丁寧に説明し ていくことが重要。

「非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。」(JBIC 第2部 1.)

③移転・補償合意文書

(JBIC)

- (NGO)移転・補償の合意にあたっては、対象者は移転及び補償内容に対する合意書の内容を理解していなければならず、また合意書は対象者に渡されていなくてはならない。
- ・ (JJ) 個別補償内容に関する合意については、JBIC が全ての個別合意の 内容や合意書の配布状況を把握することは非現実的で困難であることか ら、相手国政府等からの情報を基に適切な過程を経て住民の合意に到っ
- ・ (FOE) 一般的な補償措置は公開されるべき。世帯ごとの補 償算定根拠は書面で補償対象者に渡すべき。
- ・ (JJ)実際には、世帯毎の補償積算根拠を掲示板で告知する等、現地法制度に基づく対応がなされており、一律の適用は難しい。

たかどうかを確認している。対象者すべてによる内容の理解、合意書の入手状況の確認は実効性があるか。また、そもそも合意を義務付けることは適当か。

- ・ 日本を含む多くの国において、対象者から合意が得られない場合の土地 収用の法令・手続きが定められている。
- ・ 世界銀行、ADB 等はこのような規定を有しておらず、対象者全員からの合 意取得も義務付けていない。
- 二国間機関である KfW や AFD にも関連する規定はない。

「大規模非自発的住民移転が発生する プロジェクトの場合には、住民移転に 係る基本計画等が提出されなければ ならない(JBIC 第 1 部 4.(3))

4住民移転計画

(JBIC)

- ・ (NGO)住民移転計画が策定されなければならない(含むべき内容は別添1 のとおり)。
- ・ (JJ)住民移転に係る基本計画等の作成・提出は左記のとおり現行JBICガイドラインでも義務付けている。基本計画が含むべき内容については明示していないが、国際機関の規定を参照し確認を行っている。
- ・ 世界銀行、ADBは、住民移転計画、住民移転フレームワークが含むべき 内容を明示している。世銀のOP4.12とNGO提案の内容との比較について は別添2のとおり。
- ・ 二国間機関であるKfWやAFDには関連する規定はない。

(共通)

- ・ (福田委員)協力準備調査は事業化を前提として実施されるため、住民移転計画案の策定を支援すべき。
- ・ (福田委員)GLにおいて策定されるべき移転計画の内容と、その策定過程 への参加を確保するための方法を規定すべき。
- ・ (JJ)現行JBICガイドラインの規定を踏まえ、大規模な住民移転が発生する場合には、住民の参加、住民移転に係る基本計画等の策定を相手国に 求めている。

- ・ (原科座長、JACSES)世銀 OP4.12 に準じて移転計画書を 作成すべき。
- ・ (JJ)世銀 OP4.12 に沿った形で整理する方向で検討中。標準様式を示すことに一定の効果があると考えられるが、市場価格調査等、一律の対応が難しい事項もあるので、柔軟性が失われないよう表現振りに留意する必要あり。

「プロジェクトは、それが計画されている 国、地域において社会的に適切な方 法で合意が得られるよう十分な調整 が図られていなければならない。特 に、環境に与える影響が大きいと考え られるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような 早期の段階から、情報が公開された 上で、地域住民等のステークホルダ ーとの十分な協議を経て、その結果 がプロジェクト内容に反映されている ことが必要である」(JBIC 第 2 部 1.)

⑤情報公開と協議

(JBIC)

- ・ (NGO) 非自発的住民移転又は生計手段の喪失を伴うプロジェクトについては、以下の要件がみたされていなければならない。
- ・ 非自発的住民移転又は生計手段の喪失を伴うプロジェクトについては、住 民移転計画のドラフトが公開され、影響を受ける地域住民との協議が行わ れていなければならない。
- ・ 特に、住民移転に関する重要な情報(事業概要、補償に係る基本方針、 補償受給対象者の定義、喪失する資産、補償方法、カット・オフ・デート、 補償以外の手当、代替地に関する情報、生計回復計画、住民との協議の 計画、苦情申立て・紛争解決の手続)については、住民移転計画のドラフトの段階で、影響を受ける地域住民が理解できる言語及び様式による書
- (清水委員)住民移転計画のドラフト段階で公開・協議を行い、その主要な内容について住民配布すべき。住民移転計画の最終版も公開し、その主要な内容を住民配布すべき。 住民配布に関しては ADB、世銀も求めていないが重要。
- ・ (JJ)住民移転計画については、ベトナムのように公開している国もあるが、個人情報に触れる内容も多いため、一律に公開を規定するのではなく、当該国の基準を尊重すべき。
- (清水委員)被影響住民に対する補償方針の公開を求める ものであり、個人的な情報の公開まで求めるものではない。
- ・ (JACSES)新 JBIC では住民移転計画最終版については現 地公開を規定している。

「非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティーの適切な参加が促進されていなければならない。」(JBIC 第2部1.)

- 面が作成され、世帯毎に配布されなければならない。書面による理解が困難な場合には、他のコミュニケーションの方法が用いられなければならない。
- ・ 住民移転計画の最終版及び詳細設計やプロジェクト内容の変更を経て変更された版は公開されなければならない。また、これらの版に基づき、住民移転に関する重要な情報について、影響を受ける地域住民が理解できる言語及び様式による書面が作成され、世帯毎に配布されなければならない。新 JICA は、融資契約など法的合意を通じて、これら文書の公開・配布を確保すべきである。
- ・ (JJ) 被影響住民との協議については、現状、左記の規定に基づき、協議が実施されたか否かの確認に止まらず、協議の周知の方法、提供された情報、質疑応答等、内容的にも適切に実施されたかについて、協議記録の確認、相手国政府・実施機関からの聴取、必要に応じて地域住民からのヒアリング等を通じて確認している。また、相手国政府・実施機関が事業進捗を報告するプログレスレポート等を通じ、住民移転の計画・実施状況について確認を行い、適切な対応を求めている。
- ・ (JJ) 環境社会配慮はプロジェクト実施主体者である相手国政府等の責任であり、資金協力においては新 JICA はそれを確認する立場。従って、住民移転に係る情報公開は、相手国政府等が当該国法令等に則して行うものと理解している。
- ・ (JJ)住民移転計画については、法制度上義務付けられていない途上国が少なくないことに留意。当該国の法令や基準の遵守確認、必要に応じ改善のための働きかけ、と言う基本的な姿勢を超えて、詳細な規定を義務付けることは適当か。
- ・ (HRN)社会的弱者に対して特別な配慮が必要である。
- ・ (JJ)JICA の調査では、必要に応じてフォーカス・グループ・ディスカッションやインタビュー調査により意見聴取の方法を検討している。
- ・ 世界銀行は、住民移転計画について協議を義務付け、住民移転計画のドラフトと最終版を、移転住民及び現地 NGO が理解可能な様式、方法、言語で、借入人及び世界銀行が公開するとしている。ADB は、住民移転計画について影響住民との協議に基づく作成を要件とし、住民移転計画のドラフト、最終版、及び詳細設計やプロジェクト内容変更後の改訂版の公開を義務付けている。ただし、「世帯毎の配布」については言及していない。
- ・ 二国間援助機関である KfW や AFD には関連する規定はない。

- (JJ)基本的に新 JBIC のラインは確保する。
- ・ (GEF)世銀では、住民移転計画のドラフト公開がアプレイザル条件。
- ・ (JJ)住民移転計画の公開を義務付けるか否かは、相手国 の制度も関連するので一律対応は慎重に検討する必要が ある。
- (中山委員)住民移転情報の書面配布は相手国が対応する 事項。
- ・ (千吉良委員)住民移転に関する書面の配布が条件付けられた場合、それらの世帯毎の入手状況まで JICA が把握することは運用的に困難。識字率が高くないケースもあることに留意。
- ・ (JJ)住民への周知には様々な方法があるので、文書での 配布を一律に求める必要があるのか要検討。
- ・ (福田委員)補償を巡る紛争を回避するため、被影響住民 が補償内容を後から書面で確認が可能な形にしておくべ き。

(現行規定なし)

⑥苦情処理メカニズム

(JBIC)

- ・ (NGO) 非自発的住民移転又は生計手段の喪失を伴うプロジェクトにおいては、影響を受ける地域住民からの苦情を受け付け、対処を行うメカニズムが設置されていなければならない。当該メカニズムは、プロジェクト実施主体から独立していることが望ましい。
- ・ (JJ)現状、JBIC では大規模非自発的住民移転が発生するカテゴリ A 案件については、原則として環境レビュー時に苦情処理メカニズムの確認を行っている。
- ・ 世界銀行、ADBでは、苦情申立手続きの設置が義務付けられている。
- 二国間機関である KfW や AFD には関連する規定はない。

- ・ (福田委員)移転問題に異議を持つ住民が事業実施主体の 担当者と議論しても効果が少ないケースが多いため、事業 実施主体を含まない独立した組織(委員会)が苦情処理を 担当すべき。
- ・ (JJ) 運用を考慮すると、苦情申し立ての仕組みが住民に馴染みがあり、アクセスが確保されることも重要。実施機関内に設置された場合でもうまく機能しているケースや、自治体の持つ既存メカニズムで対応するケースもあり、必ずしも独立した体制が必要との認識はない。

3. 先住民族

「プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られる

よう努めなければならない。」

(JBIC 第2部 1.)

①依拠すべき国際条約・宣言と基本原則 (JBIC)

- ・ (NGO)プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族の権利に 関する国連宣言(United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples)および ILO169 号条約等の先住民族に関する国際的な宣言や条 約の考え方に沿って、先住民族の伝統的な領域における生活様式および 文化を発展する権利が尊重され、その基盤となる土地、領域および資源 に対する先住民族の権利が認知されるべき。
- ・ (JJ) 2007 年 9 月に採択された「先住民族の権利に関する国連宣言」は法 的拘束力を有するものではなく、また ILO169 号条約についても、批准国に おいてのみ効力を有するもの。個別の宣言や条約を言及しない現行の書 き振りで不都合が生じているか。
- ILO169 号条約の批准国は、2008 年 3 月現在 19 ヶ国。
- ・ 国際機関、二国間機関とも、上述の国連宣言、ILO169 号条約を明示していない。

②自由で事前の十分な情報を得た上での合意

(JBIC)

- ・ (NGO) 先住民族の土地、領域および他の資源に影響を及ぼすいかなるプロジェクトの承認にも先立ち、先住民族自身の代表的な機構を通じ、自由で事前の、十分な情報を得た上での合意(Free, Prior and Informed Consent: FPIC)が得られなければならない。
- ・ (JJ)現状、JBIC 現行ガイドラインの左記の規定に基づき確認を行っている。上述のとおり、FPIC の規定は法的拘束力を有しない国連宣言で言及されており、対応は国によって異なっている。
- ・ 世界銀行では、自由で事前の十分な情報を伝える住民協議(free, prior, informed consultation)の実施及び広範なコミュニティーのサポート(broad community support)の取得を借入人等に求めている。ADB は現行政策で

- ・ (JJ): 宣言の考え方を盛り込むことは検討可能と考えるが、 宣言自体をガイドラインにて言及することは、国によりその 解釈が様々であることを踏まえると、慎重な検討が必要。
- ・ (市民外交フォーラム):国連総会で141カ国の賛成があったことから、圧倒的に認知されており、ガイドラインに具体的に記載すべき。
- ・ (JJ): 現行ガイドラインの記述内容である「合意を得られる よう努めなくてはならない」は、国際機関の記述よりも進ん でいる。FPIC を完全に担保することは、状況次第では困難 が想定されるため、国連宣言にある「合意を得なくてはなら ない」まで踏み込むのは現実的でない。
- ・ (千吉良委員):先住民族については、政治的な問題が多いので、国際的な総意を背景とした国際機関のシステムに乗って働きかける方法がより良いと思われる。JICA 一機関で行うのは難しいこともあろう。
- ・ (JJ):「計画の公開」については、その政治的要素も鑑み、 慎重な検討が必要。
- (清水委員):ADB、世銀、新 JBIC でも公開している。
- ・ (原科座長):全てを公開とは言い切れない事情もあり、ある 程度まとまった段階では公開すべき。全てのプロセスを公 開するのは煩雑であり「原則」とすべき。
- ・ (福田委員):「先住民族との協議が行わなければならない」 について、新 JBIC では「望ましい」という形となったが、NGO としては、計画書の全てが住民に理解可能な言語、様式で ある必要はないものの、説明等は行わなければならないと 考える。

「プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。」

(JBIC 第 2 部 1.)

	は FPIC に言及していない。	
	・ 二国間援助機関である KfW や AFD には関連する規定はない。	
「プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。」(JBIC第2部1.) 「負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価する」(JBIC第1部4.(3)) 「地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されねばならない」(JBIC第2部2.)	 ③先住民族への配慮に関する計画 (JBIC) ・ (NGO)先住民族に影響を及ぼすプロジェクトにおいては、先住民族の土地権・資源権をはじめとする諸権利に及ぼす影響を評価、回避、最小化、緩和し、先住民族が開発による影響を受ける以前の生活を回復するための計画(先住民族への配慮に関する計画)を作成、文書化しなければならない。また、この計画の策定にあたっては、計画案が先住民族が理解可能な言語、または様式によって公開されたうえで、先住民族との協議が行なわれなければならない。当該協議の記録は先住民族への配慮に関する計画に添付されなければならない。 ・ (JJ)左記の JBIC ガイドライン規定に基づき、先住民族に対する影響についても回避、最小化等のための方策の評価を行っている。また、環境アセスメントが作成される場合、先住民族に対する影響があれば、先住民族が理解可能な言語と様式による書面が作成されることになる。 ・ 世界銀行、ADB では、先住民族(開発)計画書が、ドラフト段階から公開された上で協議が行われ、策定されることが要件となっている。 	
	・ 二国間援助機関である KfW や AFD には関連する規定はない。	
4. モニタリング	(JBIC)	(JACSES)モニタリング情報は地域住民にとって重要な環
「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい」(JBIC 第 2 部 1.)	 (NGO)プロジェクトの環境社会モニタリングの結果は公開されていなければならない。 (JJ)モニタリングの主体は事業実施主体である相手国政府等であり、新JICA はプロジェクトを監理する立場。モニタリング結果が、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されるよう引き続き促す。 	は影響にかかる情報を含むものでありモニタリング結果の公開を義務づける必要あり。世銀、ADBにも公開規定あり。 (JJ)プロジェクトの主体である相手国政府及び実施機関により対応されることが重要であり、新 JICA としても引き続きこれを促していく。但し、一次情報を直に公開するのではなく、実施機関等による対応を行った後に結果を公開することが適切な場合も考えられ、一律の対応を義務付けることは適当でない。
5. その他	 (共通) (NGO)原子力固有の問題(①核拡散の防止、②安全性の確保・事故時の対応、③放射性廃棄物の適切な管理・処分)について、原子力関連プロジェクトに求められる環境社会配慮上の要件としてガイドライン第2部に規定すべき。ステークホルダーとの協議と情報公開、カテゴリ分類への例示、チェックリストの作成、検討に当たっての第三者機関の設置を行うべき。 (HRN)地域住民・労働者に対する安全に対する脅威を及ぼさないようにすべき。 (HRN)汚職・腐敗を防止するよう、適切な措置を講じるべき。 (JJ)「環境社会配慮ガイドライン」として扱う範囲について十分な検討が必要。汚職防止については、JBICの調達ガイドライン等で規定されている。 	・ (福田委員)原子力案件の JICA、JBIC の扱いは如何。 ・ (JJ)原子炉建設に対する ODA の支援は OECD で禁止。原子力関連の円借款案件や F/S の要請が過去にあった例は無い。 ・ (HRN)事業において、適切な労働環境が維持されるよう配慮を行うべき。 ・ (JJ)現 JBIC ガイドラインにおいて、労働環境に係る影響につき配慮を行うことが求められており、審査の際にもこの点につき確認を行っている。

	・ (JJ)採掘産業、原子力関連への直接的な支援の可能性は現時点では低いと考えられ、可能性がゼロではないことをもってチェックリストの作成等も含む詳細な記載をすることが必要か。なお、原子炉建設に対する ODA による支援は OECD で禁止されている。	 (HRN)ODA 事業に係る汚職を防ぐと共に、内部通報者の保護についても検討を行うべき。 (JJ)汚職対策に係る手続きに関しては、現 JBIC の基本約定(GTC)に関連の条項等が組み込まれており、各事業レベルで実施機関と合意されている。これらへの対策はコンサルタント雇用ガイドライン、調達ガイドライン、措置規程等の中で議論されるべき事項であり、環境ガイドラインの中に記載される事項ではない。 (原科座長)汚職の防止、特に内部通報者の保護については、環境ガイドラインの中で扱うのは難しい。
IV.影響を及ぼしやすいセクター		
1. セクターの例示 (JICA 別紙2) (JBIC 第 2 部 3.)	(共通) (JJ)双方のガイドラインが例示しているセクターは別添 2 のように異なっている。また、JICA、JBIC ガイドラインでは、必ずしもカテゴリ A にならないセクターも含まれている。	・ (JJ) JBIC のセクター分類のうち、国際金融等業務の分類を 意識している部分は整理したい。水産業や観光業について は大規模事業が無い現状を踏まえ、見直しを検討したい。 ・ (福田委員)現状の JICA の記載をそのまま生かすべき。 ・ (原科委員)基本的には JBIC、JICA のセクターを合わせる が、現行の JICA の分類そのままとはせず、表現は工夫す るということと理解。
V. カテゴリ A 案件に必要な環境アセス メント報告書		
1. 情報公開 「環境アセスメント報告書には、別表に 示す事項が記述されていることが望ましい。・・(別表)環境アセスメント報告書に は以下の項目が含まれるべきである。 (中略)協議会の記録」(JBIC 第 2 部 2.)	(JBIC) ・ (NGO)環境社会配慮に関する主要な文書の作成段階で行われたステークホルダーとの協議の実施状況、ステークホルダーから主要な意見とこれに対する対応状況は、各環境社会配慮に関する主要な文書の一部として添付され、公開されるべき。 ・ (JJ)JBIC の環境レビューにおいて、地域住民等のステークホルダーとの協議については、協議が実施されたか否かの確認に止まらず、実施された協議の記録を確認し、周知の方法、提供された情報、質疑応答の内容等、協議が適切に行われたか否かも確認し、協議の適切な実施が確認できない場合には、追加協議の開催等を働きかけている。協議に際し情報の公開を行うこと、協議結果を必要に応じ公開することは相手国政府等の責任。 ・ 世界銀行では、EIA 報告書が含むべきものとして被影響住民との協議記録を挙げている。ADBは、住民協議の過程をEIA報告書に含めるべき、としているが、協議記録については言及していない。	・ (福田委員)EIA 報告書や RAP、先住民族計画書を情報公開の対象としてほしい。議事録を公開することで、第三者が協議内容を確認できるようにすべき。 ・ (原科座長)ADB は議事録を公開している。 ・ (JJ)相手国政府で公開されている議事録を、新 JICA が公開することは問題ない。
2. ステークホルダーとの協議等 「少なくともスコーピング時、環境社会配 慮の概要検討時及び協力事業の最終	(JICA) ・ (JJ)協議回数に関して、ステークホルダー協議は必ずしもスコーピング	・ (JJ)スコーピング時と概要報告時のステークホルダー協議 に大きな差異がないため、必ずしも現状通り 3 回住民協議 を行う必要はない。

報告書案が作成された段階において一連の協議を行う。((JICA 2.2.4)

「地域住民等のステークホルダーとの協議は、プロジェクトの準備期間を通じて必要に応じて行われるべきであるが、特に環境影響評価項目選定時とドラフト作成時には協議が行われていることが望ましい」(JBIC 第2部2.)

時、概要検討時及び最終報告書案が作成された段階の全てで行う必要は ないと思われる。特に概要検討時の説明事項は調査の途中経過になって しまうため、住民の関心を満たせない場合がある。

- ・ (原科座長)ステークホルダー協議の回数を減らすことはガイドライン後退であり承服できない。世銀は 2 回のステークホルダー協議を求めているが、3回実施する場合もあると聞く。
- ・ (福田委員)JICA が協力準備調査を通じて実施する場合と、相手国政府自身で実施する場合とでは、求められるステークホルダー協議の回数が異なっていても問題ない。
- ・ (堀田委員)ガイドラインの議論であるため形式論になるのは仕方ないが、ステークホルダー協議は継続的に行われているため、回数そのものには意味がなく、実際にはそのタイミングを分けるのは困難。

VI. 異議申立制度

1. 異議申立制度

(ガイドラインには規定なし)

「円借款業務については本行が案件に関する本行としての評価を示したとき以降、(中略)貸出が終了するまでの期間に可能である」(JBIC 異議申立手続要綱IV.3)

(JBIC)

- ・ (NGO)各プロジェクトについて、ガイドラインに基づく異議申立てが可能な 期間を公開すべきである。(個別案件の異議申立が可能な期間がわから ない。)
- (HRN)申立人の要件として、代理を広く認めるべき。
- ・ (JJ) 新ガイドラインの不遵守に係る異議申立の期間については、スキー ム毎の手続きの違いも踏まえて検討することが必要。
- (原科座長、福田委員)JBICの異議申立要綱では「事業に係る評価を示してから貸付完了時まで異議を受け付ける」と規定されているものの、評価及び貸付完了のタイミングが不明であるため、異議申し立て期間を明確にすべき。
- ・ (JJ) JBIC の評価を日本政府に示すタイミングは政府との間で臨機に調整するため、事前の公表は難しい。貸付完了時についても、貸付完了期日につき先方政府と事務手続きを細かく確認しながら決定するため、事前の公表は難しい。但し、異議申し立て開始期日以前に受領した場合であっても、環境審査役より担当部署に移送されるとともに、総裁に報告され、対応を検討することが規定されている。
- ・ (原科座長、福田委員)環境社会配慮状況に関しては、意思 決定の前に意見を集め、反映することが重要であり、JBIC において異議申し立て開始時期が評価を示したときに設定 されているのは不適切。新 JICA においては環境レビュー中 の異議申し立て認めるべき。一方で、終了時期について は、現 JBIC は他ドナーよりも長く、先進的である。
- ・ (JJ) 評価以前については、ガイドラインの要件を確認すべく環境レビューを実施している状況であり、この段階では相手国等は個別要件を補完できる機会があるので、環境レビュー時を異議申立期間に含めるのは不適。なお、新JICAの審査は L/A 締結まで続いており、現行のタイミングでも意思決定よりかなり早いタイミングと言える。加えて、状況によっては評価前であっても、JBIC の現行異議申立制度創設時に出された議長総括ペーパーに基づき異議申し立て手

続きの準用が可能。 (HRN)事業が実施されている国において、表現の自由や政 治的自由が確保されていない場合は、匿名での申し立てが 必要。NGO の代理申請を認めるべき。また、申し立ての内 容で申立人が特定されることが、申立人の心理的障壁とな っているので、それを取り除く制度が必要。 ・ (松下委員)匿名の申し立てについては、現 JBIC の異議申し 立て手続に規定されている。 ・ (JJ)異議申立制度は、具体的に発生している問題、若しく は発生する蓋然性が高い問題につき対処するための制度 であるため、問題が発生している場所、内容など、具体的な 情報提供が不可欠。 (千吉良委員)申立人を直接の利害関係者以外にも広げた 場合、現地の声を本当に反映した申し立てなのか判別する のが難しく、無制限に申し立てが行われてしまう可能性もあ り、申立制度が適切に機能しない恐れがある。 (福田委員)事業の合理性自体についても、異議申立が出来 るよう制度設計すべき。現制度は、ガイドラインの遵守確認 及び事業に係る問題解決も含むハイブリッド型であると理 (JJ)異議申立のスコープは、ガイドラインの遵守・不遵守の 審査であり、事業自体への異議については申立対象外であ ・ (北村委員)環境社会配慮ガイドラインに案件を実施するか 否かまで背負わせるのは疑問。